

第 7 回

熊本県議会

# 経済環境常任委員会会議記録

令和5年3月14日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和5年3月14日(火曜日)

午前9時58分開議  
午後0時9分休憩  
午後1時8分開議  
午後1時30分閉会

本日の会議に付した事件

議案第33号 令和5年度熊本県一般会計予算

議案第34号 令和5年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

議案第38号 令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち

議案第39号 令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち

議案第45号 令和5年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

議案第46号 令和5年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算

議案第50号 令和5年度熊本県電気事業会計予算

議案第51号 令和5年度熊本県工業用水道事業会計予算

議案第52号 令和5年度熊本県有料駐車場事業会計予算

議案第60号 熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第61号 熊本県立技術短期大学校条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 指定管理者の指定について

請第46号 消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的法改正を求める意見書を政府等に提出することを

求める請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①水道広域化推進プランの策定について

②令和2年7月豪雨被災事業者の再建状況等に係る調査結果について

③くまもと半導体産業推進ビジョンの策定状況について

出席委員(8人)

委員長 中村 亮彦

副委員長 荒川 知章

委員 鎌田 聡

委員 吉永 和世

委員 高野 洋介

委員 橋口 海平

委員 竹崎 和虎

委員 堤 泰之

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 小原 雅之

政策審議監 横尾 徹也

医監 山口 喜久雄

環境局長 波村 多門

県民生活局長 永江 昌二

環境政策課長 江橋 倫明

水俣病保健課長 入田 秀喜

水俣病審査課長 枝國 智子

環境立県推進課長 吉澤 和宏

環境保全課長 村岡 俊彦

自然保護課長 蓑田 公彦

循環社会推進課長 福原 彰宏

くらしの安全推進課長 東 田 智 裕  
 消費生活課長 福 永 公 彦  
 男女参画・協働推進課長 板 橋 麻 里  
 人権同和政策課長 鈴 和 幸  
 商工労働部  
     部 長 三 輪 孝 之  
     政策審議監  
 兼商工雇用創生局長 上 田 哲 也  
     産業振興局長 内 藤 美 恵  
     商工政策課長 津 川 知 博  
     商工振興金融課長 篠 田 誠  
     首席審議員  
 兼労働雇用創生課長 工 藤 真 裕  
     産業支援課長 辻 井 翔 太  
 エネルギー政策課長 岡 山 公 明  
     企業立地課長 工 藤 晃  
 観光戦略部  
     部 長 原 山 明 博  
     政策審議監 府 高 隆  
     観光交流政策課長 久 原 美樹子  
     観光企画課長 川 寄 典 靖  
     観光振興課長 石 井 利 幸  
     首席審議員  
 兼販路拡大ビジネス課長 前 田 隆  
 企業局  
     局 長 竹 田 尚 史  
     総務経営課長 亀 丸 明 弘  
     工務課長 伊 藤 健 二  
 労働委員会事務局  
     局 長 吉 野 昇 治  
     審査調整課長 舟 津 紀 明

事務局職員出席者

議事課主幹 山 本 さおり  
 政務調査課主幹 近 藤 隆 志

午前9時58分開議

○中村亮彦委員長 おはようございます。

ただいまから第7回経済環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

なお、本日の委員会はインターネット中継を行っておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を行いたいと思います。

説明については、環境生活部、商工労働部、観光戦略部、企業局、労働委員会の順にお願いします。

なお、執行部からの説明及び質疑応答は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、小原環境生活部長。

○小原環境生活部長 おはようございます。環境生活部でございます。

議案の説明に入ります前に、T S M Cの進出に伴う地下水保全に関する取組について御説明いたします。

先日、熊本地域の地下水量については、琵琶湖の1.6倍程度に上る莫大な量だが、現状のバランスを確保し、持続的に使う仕組みづくりが必要との研究成果が明らかになりました。

県としましては、熊本の宝である地下水について、活用による経済発展と保全の両立を目指し、全力で取り組んでまいります。

まず、J A S Mが発表されております取水量を超える涵養につきましては、現在、白川中流域の関係市町及び団体と県が協力し、具

体的な取組を検討、協議しているところでございます。目標とする量の涵養が実現できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

また、今後、半導体関連企業を中心に、さらなる企業立地が予想されることから、J A S M周辺の地下水位を観測する井戸を新たに設置するとともに、熊本地域の地質、取水量や涵養量を基に大学等と連携したシミュレーションを行い、涵養効果や課題等を確認いたします。

あわせて、地下水保全条例に基づく許可に係る目標涵養量についても、地下水保全の視点で見直します。

さらに、農地以外における地下水涵養の取組として、工業用地や宅地等への雨庭や雨水浸透ますの設置を促進してまいります。

加えて、企業局の取組になりますが、地下水の使用を抑制するため、竜門ダムを水源とする有明工業用水の未利用水の活用も検討しております。

熊本の地下水を守るため、これらの取組を一つ一つ実現し、持続的に地下水を活用できる体制を構築してまいります。

それでは、環境生活部関係議案の概要につきまして御説明いたします。

今回提出しております議案は、予算関係2件、条例関係1件でございます。

説明資料の1ページ、令和5年度当初予算総括表をお願いいたします。

初めに、一般会計ですが、当部では、環境の保全や県民の快適で安全、安心な暮らしの実現に向けた施策を推進するため、総額149億8,900万円余を計上しております。

主な取組について、環境分野、県民生活分野、そして水俣病問題への対応の順に御説明いたします。

まず、環境分野では、ゼロカーボン社会・くまもとの実現に向けて、住まいのゼロカーボン化などの家庭分野での取組や、事業者に省エネ設備への更新を促すなど、産業分野で

の取組を進めてまいります。

また、県の率先行動として、公用車への電気自動車の導入などに積極的に取り組んでまいります。

さらに、将来にわたり持続可能な水道を目指す水道ビジョンの策定、プラスチックごみ対策や、県内生息域の拡大が懸念されるアライグマの防除体制の拡充など、害獣対策にも取り組んでまいります。

なお、半導体関連企業の進出に伴う地下水保全対策の強化につきましては、冒頭で御説明したとおりでございます。

次に、県民生活分野では、ゼロカーボンにも資する食品ロスの削減に関係部局が連携して取り組むとともに、高齢運転者の交通事故防止のため、踏み間違い防止装置等の導入を支援いたします。

また、女性が生き生きと活躍できる熊本の魅力を県内外に発信することで、将来の熊本の発展につながる移住、定住の推進に取り組むほか、熊本県人権月間をはじめとした人権に関する広報啓発の充実など、県民一人一人にとって、安全、安心で自分らしく暮らせる社会の実現に取り組んでまいります。

次に、水俣病問題への対応につきましては、認定審査を丁寧かつ着実に進めるとともに、裁判、行政不服審査にも適切に対応してまいります。

さらに、高齢化が進む胎児性・小児性患者の方々や御家族の希望を丁寧にお伺いしながら、日常生活の支援等にも引き続き取り組んでまいります。

このほか、新型コロナウイルス感染症への対応、令和2年7月豪雨、熊本地震からの創造的復興への対応についても、引き続きしっかり取り組んでまいります。

次に、熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算です。

チッソ県債に係る元利償還金等として、総額26億2,500万円余を計上しております。

以上、一般会計と特別会計を合わせた予算総額は、176億1,400万円余となります。

次に、条例関係につきましては、熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例をお諮りしております。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。

このほか、その他報告として、水道広域化推進プランの策定について御報告いたします。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○中村亮彦委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○江橋環境政策課長 環境政策課です。

2ページをお願いします。

まず、一般会計、公害対策費ですが、右側の説明欄を御覧ください。

1、職員給与費は、本年1月1日現在で在籍する環境政策課職員の給与を基に算定しております。この職員給与費につきましては、各課とも同様でございますので、この後の各課長からの説明は基本的に省略させていただきます。

次の2、公害対策促進費につきましては、国などとの連絡調整に要する経費をはじめ、部長秘書業務の委託や部内の政策立案などに必要な経費のほか、TSMCの工場立地による環境への影響の実情を把握するため、台湾への現地訪問調査の経費などを計上しております。

次の3、環境立県推進費の水銀フリー推進事業ですが、水銀を使用しない、いわゆる水銀フリー社会の実現に向けた情報発信、特に来年度は、水銀に関する水俣条約の採択から10周年を迎えるため、記念のセミナーを開催することとしております。さらには、水銀研

究留学生の奨学金支給などに要する経費を計上しております。

次に、3ページのチッソ株式会社貸付金県債償還等特別会計繰出金は、平成7年政治解決時の一時金県債や特別県債などの元利償還に充てるために繰り出すものでございます。

一般会計は以上です。

4ページをお願いします。

チッソ県債に係る特別会計ですが、各予算につきましては、平成12年の閣議決定に基づく金融支援抜本策に沿いまして、チッソの今年度の決算が経常利益25億円にとどまり、チッソからの返済可能額が来年度もゼロ円となる見通しとして算定しております。

まず、1段目及び2段目ですが、これは、患者県債の元金及び利子の償還に要する経費です。

次の3段目及び4段目は、平成7年政治解決時の一時金県債の元金及び利子の償還に要する経費です。

5段目の特別貸付金については、チッソからの返済が不足する額の一部について特別県債を発行し、チッソに貸し付けるものです。

続く5ページの1段目及び2段目は、特別県債の元金及び利子の償還に要する経費です。

3段目及び4段目は、平成22年水俣病特措法による救済のために発行した一時金県債の元金及び利子の償還に要する経費です。

環境政策課は以上です。

○入田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

6ページをお願いいたします。

2段目の公害保健費でございますが、88億4,000万円余を計上しております。

右側説明欄1、公害被害者救済対策費の(1)水俣病関連情報発信支援事業は、水俣市など水俣病発生地域の市や町が行う情報発信の取組に対する補助でございます。

(2)環境・福祉モデル地域づくり推進事業は、水俣病犠牲者慰霊式やもやい祭りなど取組に対する補助でございます。

次の2、水俣病患者保健福祉事業費は、水俣病認定患者の家庭を保健師が訪問し、療養指導を行うものでございます。

下の3、水俣病総合対策事業費の(1)胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業は、外出支援や交流サロンなど、胎児性・小児性患者の方々の日常生活や社会参加の支援などに要する経費でございます。

(2)水俣病総合対策費等扶助費は、水俣病被害者手帳を所持する方の医療費の支給などに要する経費でございます。

(3)水俣病発生地域リハビリテーション強化等支援事業は、水俣病発生地域において、神経症状の緩和など、水俣病被害者等のリハビリテーションの実施に対する補助でございます。

水俣病保健課は以上でございます。

○枝國水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

8ページをお願いします。

下の段の公害保健費でございます。

右側説明欄の1、公害被害者救済対策費の(1)公害健康被害認定審査会は、審査会の運営に要する経費でございます。

(2)の水俣病認定検診費は、審査の前提となります疫学調査や検診に要する経費でございます。

(3)の治療研究事業は、水俣病の認定申請後1年を経過した方で、一定の要件を満たす方に対して、認定または棄却決定までの間、医療費を支給する事業でございます。

(4)の争訟対策費は、水俣病関係の訴訟や行政不服審査請求に対応するための経費でございます。

9ページの2、水俣病総合対策事業費でございますが、水俣病診療拠点設置・ネットワ

ーク構築事業は、熊本大学と水俣・芦北地域の基幹病院等をネットワークで結び、大学の医師から専門的な助言や指導等を受けることができるようにする事業でございます。

水俣病審査課は以上です。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

10ページをお願いします。

1段目の企画総務費の職員給与費について補足です。

財源内訳のその他の欄に特定財源がございしますが、これは、九州電力から企業版ふるさと納税として人員の派遣と派遣期間の給与相当額の寄附を受けており、その財源充当でございます。

次に、2段目の計画調査費です。

右側の説明欄1の公営企業貸付金につきましては、13ページの工業用水道事業会計等繰出金と併せて説明させていただきます。

まず、10ページの公営企業貸付金は、企業局の工業用水道事業会計の資金不足に対して、一般会計から貸付けを行うものです。

一方、13ページの下段にあります繰出金につきましては、元利償還金の一定割合や児童手当など、一般会計が負担すべきと整理された費用に対する補助でございます。

10ページに戻ります。

2の水資源開発調査費は、熊本地下水財団に対する負担金のほか、T SMC進出に伴う白川中流域の水田湛水の期間の延長や面積の拡大など、地下水涵養対策の推進や宅地等における雨水浸透ます設置促進に要する経費でございます。

3の地下水保全対策費は、地下水保全条例に基づく地下水採取の許可手続等に要する経費でございます。

次に、11ページの公害対策費でございます。

右側の説明欄の2、環境政策推進費は、環

境センターの維持管理、環境教育の推進、環境審議会の運営、くまもと環境賞の実施に要する経費です。

次に、3、地下水保全対策費の(1)新規の半導体関連企業の集積に伴う地下水保全対策事業は、部長の総括説明にもありましたが、TSMC周辺への新たな地下水観測井戸の設置や、熊本大学と連携し、熊本地域の地質、取水量や涵養域などのデータを基に地下水涵養効果等のシミュレーションを実施するための経費でございます。

また、地下水保全条例に基づく許可に係る目標涵養量についても、地下水保全の観点で見直しを検討します。

12ページをお願いします。

12ページの4、環境立県推進費の(1)有明海・八代海再生推進連携事業は、有明海、八代海の再生に向け、河川上流の砂礫を活用した実証事業を、国や大学、漁協等と連携して実施するものでございます。

(3)の県民ゼロカーボン行動促進事業は、断熱リフォームの効果的な取組方法等を業界、団体等と連携して検討するなど、住まいのゼロカーボン化の推進や廃食油の回収強化の実証事業など、県民のCO<sub>2</sub>排出削減に向けた県民行動促進のための経費です。

(4)2050くまもとゼロカーボン推進事業は、県有施設への初期投資ゼロモデルを活用した再エネ設備導入や公用車へのEV導入に向けた調査など、県が率先してCO<sub>2</sub>排出削減に取り組むための経費です。

13ページをお願いします。

(5)の球磨川流域ゼロカーボン先進地創出事業は、球磨川流域をモデルに断熱リフォーム等を引き続き支援するものです。

中段の公害規制費の水環境教育推進事業は、環境出前講座や水の作文コンクールなど、水に関する環境教育の推進に要する経費でございます。

環境立県推進課は以上でございます。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

14ページをお願いします。

まず、公害対策費ですが、右側の説明欄2の環境政策推進費を御覧ください。

(2)の流水型ダム環境影響評価審査費は、川辺川に計画されている当該ダムに係る法と同等の環境アセスメント審査手続に要する経費でございます。

15ページをお願いします。

公害規制費ですが、まず、説明欄1の公害防止指導費を御覧ください。

(1)の環境関係連絡調整費は、タブレット端末からのモバイル接続機能などを追加して、公害台帳システムの整備等を行う経費でございます。

(4)の硝酸性窒素対策推進事業は、硝酸性窒素による地下水汚染対策を推進するため、硝酸性窒素濃度が環境基準値を超過している地域における調査等に要する経費でございます。

16ページをお願いします。

説明欄2の公害監視調査費を御覧ください。

(1)大気汚染監視調査事業は、県内20か所に設置している測定局でのPM2.5や光化学オキシダントなどの大気汚染物質の常時監視等に要する経費でございます。

(2)環境放射能水準調査は、国の委託を受け、県庁をはじめ県内6か所に設置しているモニタリングポストによる大気中の放射線量の調査等に要する経費でございます。

全額国庫で実施していますが、モニタリングポストの老朽化に伴い、一括更新が必要なため、今年度当初から6,700万円増の7,900万円余となっております。

(5)水質環境監視事業は、水質汚濁防止法に基づく公共用水域の常時監視等に要する経費でございます。

これまで保健所が行っていた河川採水及びその検体搬送を来年度より民間委託とするため、640万円余を新たに計上しています。これにより保健所による事業所立入りの強化を図ってまいります。

(9) 大気汚染常時監視測定局舎更新事業は、さきに16ページで御説明いたしました(1)大気汚染監視調査事業で使用しております測定局の老朽化に伴う更新等に要する経費でございます。

下段の環境整備費ですが、説明欄の上水道費、(1)水道施設整備事業は、市町村等が実施する水道管の耐震化と水道施設整備に対する国の交付金助成等に要する経費でございます。

当該交付金の財源は全額国庫ですが、対象事業費の増加により、今年度当初から7,040万円増の2億7,000万円余となっています。

18ページをお願いします。

説明欄、(2)水道広域化施設整備利子補給事業は、八代工業用水を上水道に転用して給水しております上天草・宇城水道企業団に対する企業債利子償還金の助成に要する経費でございます。

(3)水道ビジョン策定事業は、現行の熊本県水道ビジョンが令和5年度で目標年度を迎えることに伴う次期水道ビジョンの策定に要する新規の経費です。

環境保全課は以上です。

○蓑田自然保護課長 自然保護課でございます。

19ページをお願いいたします。

鳥獣保護費でございますが、右側説明欄3の(2)特定鳥獣適正管理事業は、市町村が実施します鹿の捕獲に対する助成並びに効果的、継続的な鳥獣対策には銃猟者の確保、育成が必要であることから、銃猟者の捕獲技術等の向上を図るための研修を行うものでございます。

20ページをお願いいたします。

説明欄、(3)特定外来生物防除対策事業は、特にアライグマの防除のための市町村職員に対する研修や市町村が実施します捕獲のためのわなの設置など、防除対策へ助成するものでございます。

(4)指定管理鳥獣捕獲等事業は、有害鳥獣捕獲が実施されにくい山間地等を対象に、県が主体となり、鹿やイノシシの捕獲事業や捕獲のための研修を行うものでございます。

2段目、自然保護費でございますが、21ページをお願いします。

説明欄3、(2)の希少野生動植物保護対策事業は、県で作成しております絶滅のおそれのある野生動植物のリストであるレッドリストの改定を10年に1度行う経費でございます。

22ページをお願いいたします。

観光費でございますが、説明欄2の(2)自然公園等施設リニューアル事業は、自然公園内の県有施設の維持、活用のために整備等を行うもので、歩道や登山道の改修や県有施設の総量適正化のためのトイレ撤去などを計画しております。

(4)国立公園等における国際化・老朽化対策等整備交付金事業は、九州自然歩道や自然公園施設の整備を行うものですが、九州自然歩道利活用促進のための調査を踏まえた標識等の改修とその他市町村が実施します施設整備に対する助成を計画しております。

23ページをお願いいたします。

説明欄、(5)の国立公園満喫プロジェクト推進事業は、阿蘇くじゅう国立公園及び雲仙天草国立公園の自然公園施設等の新設、改修等に要する経費でございます。

あわせて、両国立公園で市町村が実施します施設整備に対する助成を計画しております。

飛びまして、34ページをお願いいたします。

熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

自然公園法の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要があることから、条例案を提出しております。

条例案の概要につきまして説明します。

44ページをお願いいたします。

条例改正の趣旨は、県立自然公園におきまして、地域の主体的な取組を促す仕組みを新たに設け、利用面での施策を強化し、保護と利用の好循環を実現するため、県条例の見直しを行うものでございます。

2の改正の内容の(1)利用拠点整備改善計画制度の新設でございますが、利用拠点となる町並みを整備するため、市町村や事業者等で構成される協議会が、利用拠点整備改善計画を作成し、知事の認定を受けた場合は、実施に必要な許可等を不要とすることで、手続を簡素化します。

(2)自然体験活動促進計画制度の新設でございますが、自然体験活動の開発を促し、自然公園の楽しみ方の充実を図るため、市町村や事業者等で構成される協議会が、自然体験活動促進計画を作成し、知事の認定を受けた場合には、実施に必要な許可等を不要とすることで、手続を簡素化します。

(3)県立自然公園の保全管理の充実について、必要な事項の主なものを説明します。

アは、公園事業の継承により円滑に事業を実施できるよう、譲渡する場合の地位の承継に関する規定の整備を行います。

イは、規制強化としまして、野生動物への餌づけ行為や野生動物の生態に影響を及ぼし県立自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのある行為を追加いたします。

最後のオは、違反行為の罰則強化としまして、現行条例では6か月以下の懲役または50万円以下の罰金が科される特別地域内におきます規制行為の違反に対し、1年以下の懲役または100万円以下の罰金とし、罰則の引上

げを行います。

施行期日は、令和5年7月1日から施行することとしております。

自然保護課、以上でございます。

○福原循環社会推進課長 24ページをお願いいたします。

2段目の環境整備費ですが、令和4年度と比較しまして、3億3,000万円余の減となっております。

これは、令和2年7月豪雨の災害廃棄物処理に係ります市町村補助が本年度で終了することによるものです。

説明欄をお願いいたします。

1の一般廃棄物等対策費のうち、(1)海岸漂着物対策推進事業は、漂着物の回収、処理等を行う市町に助成を行うものです。

(2)プラスチックごみ対策事業は、プラスチックごみ排出抑制の啓発やリサイクル推進のため、市町村の取組を支援するものです。

2の産業廃棄物対策費のうち、(1)不法投棄等防止対策事業は、不法投棄防止のための監視指導員の配置や巡回に要する経費です。

下の(2)リサイクル製品等利用促進事業は、リサイクル製品の認証等に要する経費やリサイクル関係の施設整備等に助成を行うものです。

3の産業廃棄物等特別対策事業費のうち、(2)産業廃棄物税効果検証事業は、熊本県産業廃棄物税条例におきまして、令和6年度を目途に、条例施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要あるときは、条例の規定について検討を行い、必要な措置を講ずると規定されており、その検討のために行う産業廃棄物に関する実態調査等に要する経費です。

4の産業廃棄物税基金積立金は、産業廃棄物税基金の運用利息や公共関与整備貸付金償還額等を積み立てるものです。

循環社会推進課は以上でございます。

○東田くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課です。

26ページをお願いします。

下段の交通安全対策促進費についてです。

1の交通安全総合対策費のうち、(2)高齢運転者安全運転支援装置等設置推進事業は、高齢運転者の安全運転を支援するため、ペダル踏み間違い防止装置やドライブレコーダーの設置に対する助成を行うものでございます。

(3)交通安全特別啓発事業は、令和3年3月、熊本県交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議で示されました飲酒運転の根絶と自転車の安全利用の徹底の広報啓発を実施するための経費でございます。

27ページ上段の諸費、社会参加活動推進費のうち、(2)犯罪被害者等支援推進事業は、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営委託、犯罪被害者等見舞金制度等に要する経費でございます。

下段の青少年育成費についてです。

28ページをお願いいたします。

上段、(2)のグローバルジュニアドリーム事業は、小中学生等を台湾へ派遣し、現地での交流を通して、夢と可能性を発見する機会を提供し、グローバル社会に視野を向けた子供を育成することを目的とするものでございます。

下段の農業総務費、地域食品振興対策費のうち、(1)食品品質表示指導事業は、食品表示法に基づく食品表示制度の普及啓発、アサリ産地偽装対策等の経費でございます。

くらしの安全推進課は以上です。

○福永消費生活課長 消費生活課でございます。

29ページ、右の説明欄をお願いします。

2の消費者行政推進費の(1)食品ロス削減推進事業ですが、昨年度策定した県食品ロス

削減推進計画に基づき、広報啓発や消費者教育等を通して、県内の食品ロス削減を図るための経費です。

次に、(2)消費者行政推進対策事業は、消費生活審議会の運営や事業者の行政指導等に要する経費で、法執行支援を担う職員を4月から採用し、体制強化を図ります。

次に、(3)地方消費者行政推進事業は、県消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口の強化を図るため、相談員のスキルアップや市町村への補助等に要する経費です。

次に、(4)消費者自立のための生活再生総合支援事業は、感染症拡大による経済的な課題をはじめ、生活再生の支援が必要な方に対し、債務整理から家計管理指導、生活資金の貸付けまでの一貫した支援に要する経費です。これは、コロナ対策分をお願いをしております。

30ページをお願いします。

(5)災害関連消費生活相談機能強化事業は、消費生活相談会の開催など、相談窓口の強化等に要する経費です。同じくコロナ対策分をお願いしております。

続きまして、3、消費生活センター費は、県消費生活センターでの相談対応や商品テスト等に要する経費です。

消費生活課は以上です。

○板橋男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

31ページをお願いいたします。

2段目、右側説明欄の社会参加活動推進費は、地方創生、地域課題解決の担い手として意欲的に活動するNPO法人の人材育成や経営基盤強化の支援等を行うものです。

3段目、説明欄2、社会福祉諸費は、くまもと県民交流館管理運営事業として、パレアの指定管理委託料、施設の維持管理費、共用部分の管理組合負担金等の経費です。

3の男女共同参画推進事業費は、県の男女

共同参画計画に基づき、性別に関わりなく誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向け、総合的かつ計画的に進める事業費です。

(1)男女共同参画学習促進事業は、中高校生向けに授業等で活用する学習資料等を作成するものです。

32ページをお願いします。

(3)女性総合相談事業は、男女共同参画相談室らいふとして、悩みや不安、生きづらさなど、様々な相談に対応する総合相談窓口に要する経費です。

(4)のくまもとの女性活躍促進事業は、女性の社会参画を加速化させるためのキャリアアップ等の取組に要する経費で、国の女性活躍交付金を活用して実施します。

今回新たな事業としては、熊本において様々な分野で活躍している女性のロールモデル動画を作成し、若い女性が自らの将来像を描きやすくなるよう、熊本のよさを県内外に発信する取組を行います。

説明は以上です。

○鈴人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

33ページをお願いします。

まず、上段の諸費でございます。

一番右の説明欄をお願いします。

2、人権啓発推進費につきまして、(1)人権啓発活動市町村委託事業は、市町村が行う人権啓発活動を支援する経費でございます。

(2)広報・啓発事業は、当課が行う広報・啓発事業に要する経費でございます。

続きまして、下段の社会福祉総務費でございます。

一番右の説明欄をお願いします。

2、地方改善事業費につきまして、(1)地方改善事業費は、市町村が設置運営する隣保館事業を支援する経費でございます。

(2)人権問題連携調整費は、行政や関係団

体等と連携した啓発活動に関する経費でございます。

人権同和政策課は以上です。

○中村亮彦委員長 次に、商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

まず、三輪商工労働部長。

○三輪商工労働部長 おはようございます。商工労働部でございます。

今回提出しております議案の説明に先立ち、本年度の企業誘致の状況及び半導体関連産業をはじめとした県内産業のさらなる振興に向けた取組について概略を申し上げます。

初めに、企業誘致の状況についてです。

本年度の立地協定の件数は、本日現在で55件となっており、過去最高となった昨年度と同様のペースで推移しています。

業績が好調な半導体関連企業をはじめ、市町村と連携した積極的な誘致活動により、地方での拠点設置に積極的なI T関連企業の立地が進みました。

引き続き、市町村と連携し、選ばれる熊本をモットーに、本県の魅力をしっかりとアピールしてまいります。

次に、半導体関連産業をはじめとした県内産業のさらなる振興に向けた取組についてです。

本県では、半導体のみならず、県内産業のさらなる振興と県内全域における県経済の成長のため、今後の産業振興施策の方針となります。くまもと半導体産業推進ビジョンを今月中に策定いたします。

今後、産学官金連携の下、半導体サプライチェーンの強靱化、安定した半導体人材の確保・育成及び半導体イノベーション・エコシステムの構築を推進し、ビジョンの実現に向け、全力で取り組んでまいります。

それでは、今回提案しております商工労働

部の議案の概要について御説明申し上げます。

資料の46ページをお願いいたします。

本年度予算額、(A)の欄の下段にございますとおり、一般会計で719億円余、特別会計で44億3,400万円余を計上しており、総額で763億3,500万円余の予算額となっております。

その主な内容について、新しいくまもと創造に向けた基本方針の4つの柱に沿って御説明いたします。

まず、熊本地震からの創造的復興に向けて、益城町の土地区画整理事業の影響により、グループ補助金の申請ができていない事業者について、引き続き、県単独事業で支援していくための経費を計上しています。

次に、令和2年7月豪雨災害からの創造的復興では、被災事業者の本格的な経営再建に向けた販路拡大等への支援に引き続き取り組んでまいります。

また、地震、豪雨という2つの大きな災害からの創造的復興が着実に進む本県の姿を情報発信し、県内産業のさらなる発展と県内就職率の向上を図るため、グランメッセ熊本を会場とした博覧会を開催する予算をお願いしております。

続いて、新型コロナウイルス感染症への対応関係では、県内企業の採用力向上のための伴走型支援や、疲弊した商店街を地域のニーズに応えた多様性のある商店街に進化させるための取組を支援する経費を計上しています。

さらに、将来に向けた地方創生の取組として、工業団地の整備、熊本大学等と連携した半導体人材の育成、国内初の半導体3次元積層実装の量産化実現に向けたプロジェクト等にも取り組んでまいります。

このほか、複数年にまたがる委託契約等に係る債務負担行為の設定についてもお願いしております。

次に、条例等議案ですが、県立技術短期大学校条例の学科新設に係る一部改正等についてお諮りしております。

また、このほか、報告として、くまもと半導体産業振興推進ビジョンほか1件を御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長から説明しますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○中村亮彦委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○津川商工政策課長 商工政策課です。

説明資料の47ページをお願いします。

上段の労政総務費は、5,740万円余を計上しております。

説明欄をお願いします。

(1)のワンストップジョブサイトくまもと運営事業160万円余は、県内の仕事、就職等に関する各種情報を提供するホームページ、ワンストップジョブサイトくまもとの管理運営経費となります。

(2)の人材確保強化事業1,110万円余は、UIJターンセミナーや県内企業合同就職説明会の実施など、UIJターンに係る広報イベントを行うものです。

(3)の「くまもとではたらく」若者の県内定着促進事業4,460万円余は、熊本、東京、大阪、福岡に設置している相談窓口、UIJターン就職支援センターの設置運営経費及びUIJターン就職希望者と県内企業とのマッチングに要する経費です。

続いて、下段の商業総務費は、2億5,260万円余を計上しております。

説明欄2の商業指導費ですが、(1)の商工業企画調整費570万円余は、商工政策課の運営費となります。

48ページをお願いします。

説明欄の(4)の飲食店の感染防止対策に係る認証事業2,240万円余は、新型コロナウイルス感染症に係る飲食店の感染防止対策のための県の認証制度の運営に要する経費です。

なお、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日に2類から5類に引き下げられることに伴い、国において新型コロナ対策の基本的対処方針を廃止することとされました。この基本的対処方針が廃止される場合は、同方針に基づいて実施しているこの認証制度も廃止されることとなるため、本県でも、今後、国の通知等に基づき見直してまいります。

(5)のくまもと産業復興エキスポ開催経費4,990万円余は、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨災害からの創造的復興やコロナ禍からの回復が着実に進み、TSMCの進出を契機に半導体関連産業の集積等により活気づく本県を世界に向けて発信する場として、仮称ですが、くまもと産業復興エキスポを開催し、本県のさらなる発展につなげていくことを目的として実施するものです。

次に、3、国庫支出金返納金3,450万円余は、新型コロナ対策として、国の新型コロナ臨時交付金を活用して実施した飲食店に対する時短要請協力金の額の確定に伴う国庫返納金です。

49ページをお願いします。

大阪事務所費、福岡事務所費として、それぞれ9,320万円余、1,830万円余の人件費及び管理運営費を計上しております。

商工政策課は以上です。

○篠田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

50ページをお願いいたします。

まず、一般会計でございます。

商業総務費の説明欄1の(2)ですが、商店街多様化推進事業は、商店街機能の多様化を図る商店街組織への補助事業でございます

て、今年度、10の商店街がコロナの影響分析調査と今後の商店街活性化に向けた計画を策定されていますが、その策定された計画に沿って行われる取組に対して補助を行うものでございます。

続きまして、51ページをお願いいたします。

一番上の中小企業金融総合支援事業は、中小企業への融資制度に係る貸付原資、保証料補助などに要する経費でございます。令和5年度の新規融資枠として、300億円を確保することとしております。

次に、このページの一番下になりますが、運輸事業振興助成費補助は、熊本県トラック協会への補助になりますが、軽油引取税の収入額に応じて補助をするものでございます。

52ページをお願いいたします。

中ほどの(2)事業承継マッチング応援事業は、市町村と連携して事業承継に取り組む商工会等に対し補助を行うもので、事業者名を公表して後継者を募集する、いわゆるオープンネームでのマッチングイベント等に関する事業でございます。

その下の(3)中小企業者事業再建・発展支援事業は、専門家の派遣を行う事業で、豪雨災害の被災事業者をはじめ、経営改善や生産性向上などを目指す県内中小企業者を対象にしているものでございます。

53ページをお願いいたします。

中ほどの(2)商工会商工会議所・商工会連合会補助は、商工会、商工会議所、商工会連合会に対する人件費及び事業費の補助でございます。

続きまして、一番下の段、商工施設災害復旧費で、中小企業等復旧・復興支援事業は、熊本地震関係のグループ補助金に関するものでございまして、益城町の土地区画整理事業の影響により、これまで申請ができていない事業者に対応するものでございます。

54ページをお願いいたします。

なりわい再建支援事業は、なりわい再建支援補助金の業務委託に係る事務的経費でございます。

なお、令和5年度分の事業費であるなりわい再建支援補助金は、先議の委員会の補正予算として約90億円を計上し、繰越しをさせていただいたものでございます。

続きまして、55ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計の令和5年度当初予算でございます。

上段の中小企業振興資金助成費は、高度化資金等に関する貸付事務費や債権管理に要する経費でございます。

その下の元金及び次の56ページになりますが、利子、その下の公債諸費につきましては、中小企業基盤整備機構への償還金でございます。

続きまして、57ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

上段の中小企業対策融資損失補償は、中小企業への融資に係る熊本県信用保証協会への損失補償でございます。

下段の中小企業協同組合等設備投資促進利子助成は、中小企業協同組合などが、設備投資の際に金融機関から借入れをされた場合、利子を助成するものでございます。

58ページをお願いいたします。

中小企業等復旧・復興支援利子助成は、グループ補助金に関するもので、県が補助した残りの事業者負担分につきまして借入れをされた場合、利子を助成するものでございます。

商工振興金融課は以上でございます。

○工藤労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

59ページをお願いいたします。

労政総務費の2の(2)テレワーク推進体制

強化事業は、県内企業のテレワークを活用した多様な働き方を支援し、企業の魅力を向上することにより、新たな雇用の創出等を図るための経費でございます。

次の(3)熊本を「知る」・「会う」プロジェクト事業は、若者の県内就職を促進するとともに、学生、企業双方の就職・採用活動を支援するため、ブライト企業をはじめとした企業の魅力発信やオンライン等を活用した企業説明会の開催などに要する経費でございます。

60ページをお願いいたします。

下段の職業訓練総務費の2の(1)熊本県半導体人材育成会議等活動事業は、県の半導体に係る産学官の関係者で会議体を構成し、産業界が求める人材像や人材育成のための教育プログラム等について検討を行うための経費及び若年層、小中学生への半導体理解促進のため、出前授業等を行うために必要な経費でございます。

次に、(2)熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業は、高等技術専門校の建物再整備及び技能振興センターの整備に要する経費でございます。

61ページをお願いいたします。

(4)外国人材活躍促進支援事業は、外国人材を受け入れている事業主等を対象に、易しい日本語講習会等を通じた受入れ環境の向上を図るための経費及び今年度作成しました熊本で働く魅力を発信するコンテンツ——PR動画等でございますが、を活用したPR活動に要する経費でございます。

その下の3の認定訓練実施事業は、労働者の技能向上を促進するため、中小企業等の事業主や団体等が行う職業訓練の運営費助成に要する経費でございます。

62ページをお願いいたします。

上段の職業能力開発校費の3の(2)離職者訓練事業は、民間の専門学校などの教育訓練機関に委託して実施する離職者を対象とした

職業訓練に要する経費です。

次に、下段の技術短期大学校費ですが、次の63ページをお願いいたします。

2の(1)技術短期大学校新学科設置事業は、令和6年4月に予定しています半導体関連の新学科設置に必要な資材の整備や広報等に要する経費でございます。

次に、3の技術短期大学校新学科整備推進事業は、先ほど説明しました新学科設置に向けた施設の整備に要する経費でございます。

64ページをお願いいたします。

失業対策総務費の(3)地域活性化雇用創造支援事業は、離職を余儀なくされた方と企業とをマッチングするために、人材派遣会社による研修を1か月間実施した後、人材不足分野の企業に派遣し、2か月間の実務研修により再就職につなげるための経費でございます。

次に、(4)新型コロナ対応雇用維持・確保支援事業は、コロナ禍における県内の雇用維持、確保等にさらに促進するため、県内企業の出向、副業、兼業に係る機運醸成及び女性や半導体人材をはじめとした多様な人材の活用に係る伴走型支援による県内企業の人手不足の解消を図る取組として、社会保険労務士をはじめとした専門家の派遣等に要する経費でございます。

65ページをお願いいたします。

(5)くまもと型就職氷河期世代活躍促進事業は、就職氷河期世代で長期無業状態にある方等へのオンライン相談やeラーニング等講座等の各種支援、企業とのマッチング等を行う経費でございます。

(6)熊本県地域無料就労相談窓口運営事業は、各広域本部及び地域振興局に就労相談窓口、ジョブカフェランチを設置し、求職者にきめ細やかな就労支援を行うために要する経費でございます。

66ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

上段の職業能力開発拠点整備事業は、高等技術専門校の再整備について、実習棟や管理教室等の改修工事が令和6年度まで、また、再整備に伴い、必要となるプレハブリースが令和7年度までにわたることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

中段の障がい者訓練委託業務、下段の離職者訓練等委託業務は、民間に委託して実施する職業訓練です。一部の訓練については、令和6年度までの2か年にわたることから、債務負担行為をお願いするものでございます。

飛びまして、85ページをお願いいたします。

条例改正でございます。

TSMCの本県への進出に伴いまして、地元企業の人材確保に対する不安が増す中において、人材育成、輩出にしっかりと取り組んでいくことが重要となっています。

そのため、TSMCをはじめとする半導体関連企業が求める人材像を把握するとともに、地場の企業ニーズに対応する人材を育成するため、令和6年4月、県立技術短期大学校に半導体関連カリキュラムを有する半導体技術科を新設することとなりました。今回は、その学科新設に必要な条例を改正するものでございます。

労働雇用創生課は以上でございます。

○辻井産業支援課長 産業支援課でございます。

初めに、資料の67ページをお願いいたします。

表1段目でございます。

農業総務費です。

4,438万円余をお願いしております。

こちらは、産業技術センター食品加工技術室の運営管理や研究開発等に要する経費でございます。

続きまして、表3段目をお願いいたします。

工鉱業振興費です。

14億4,915万円余をお願いしております。

主な事業について、以下御説明いたします。

おめくりいただきまして、68ページをお願いいたします。

(2)の地場企業立地促進費補助は、地場企業が県内に工場などを新增設する際の施設設備等に対する助成に要する経費として、2億4,120万円余をお願いしております。

(6)の第4次産業革命推進事業は、県内企業のI o T、A Iなどの先端技術導入のための設備投資に対する助成等に要する経費として、7,233万円余をお願いしております。

続きまして、69ページお願いいたします。

(7)の熊本空港周辺地域における新産業振興創出事業は、空港周辺地域を拠点に、ライフサイエンス分野を中心とした新たな産業の創出を図るU Xプロジェクトの推進に要する経費として、1億2,885万円余をお願いしております。

(9)のくまもと半導体産業推進ビジョン推進事業は、今月末策定予定のくまもと半導体産業推進ビジョンの進捗管理及び国際連携の推進に係る経費として、298万円余をお願いしております。

くまもと半導体産業推進ビジョン策定状況につきましては、後ほど御説明させていただきます。

(10)の半導体産学官連携推進事業は、地域産業・若者雇用の創出及び地方創生に貢献する大学づくりに要する経費として、6億9,530万円余をお願いしております。

続きまして、表下段の計量検定費です。

4,360万円余をお願いしております。

70ページをお願いいたします。

主な事業について御説明いたします。

こちらは、産業技術センター計量検定グループの運営や、水道メーター、タクシーメーターなど計量法に基づく計量器の検定などに

要する経費でございます。

続きまして、表下段の産業技術センター費です。

6億9,886万円余をお願いしております。

主な事業について御説明いたします。

3の試験研究費は、2億1,403万円余をお願いしております。

(1)の新規外部資金活用事業(特別支援事業)は、国や企業などの外部資金を活用して行う試験研究に要する経費として、国等に採択された場合の最大の金額を計上しており、1億9,479万円余をお願いしております。

続きまして、71ページをお願いいたします。

4の技術指導事業費は、1億828万円余をお願いしております。

主な事業について御説明していきます。

72ページをお願いいたします。

(5)のD X導入モデル企業支援事業は、生産ライン自動化など、D X導入に取り組むモデル企業を技術面から支援する取組に要する経費として、969万円余をお願いしております。

(6)の県南被災地域の食品加工産業への支援事業は、令和2年7月豪雨により被災した焼酎・しょうゆ蔵元など醸造食品企業の商品再編支援及びB C Pの推進に要する経費として、1,177万円余をお願いしております。

また、(7)中小企業半導体サプライチェーン強化事業は、県内半導体サプライチェーン網と関連する中小企業の技術力強化に要する経費として、1,495万円余をお願いしております。

続きまして、下段の新事業創出促進費でございます。

1億2,547万円余をお願いしております。

主な事業について御説明していきます。

73ページをお願いいたします。

(2)の次世代ベンチャー創出支援事業は、熊本県次世代ベンチャー創出支援コンソーシ

アムに対する負担金及び創業初期ベンチャーの支援に要する経費として、3,391万円余をお願いしております。

(3)のくまもとオープンイノベーション推進事業は、県内中小企業を中心とした連携体の構築などを支援するコーディネーターの設置等に要する経費として、2,185万円余をお願いしております。

(4)のくまもとクロス支援事業は、県内中小企業が県外企業、大学等と連携して取り組む革新的な製品、技術の研究開発に対する助成に要する経費として、5,544万円余をお願いしております。

続きまして、74ページをお願いいたします。

産業支援課といたしまして、令和5年度当初予算として、25億4,741万円余を計上しております。

続きまして、飛びまして87ページをお願いいたします。

熊本県産業技術センター条例の改正でございます。

産業技術センターでは、今年度、企業ニーズの高度化等に対応するため、新たな設備を導入することとしており、条例に定める設備使用料の額を改定する必要があります。また、センターに設置しております電気自動車用急速充電器につきまして、耐用年数の大幅な超過から現在使用できない状況にあり、改修費が非常に高額となることから、来年度撤去する予定としております。

以上の理由から、条例の改正をお願いするものでございます。

産業支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○岡山エネルギー政策課長 エネルギー政策課です。

75ページをお願いします。

主な事業を説明します。

まず、表3段目、工鉱業振興費の説明欄の1、工業振興費のうち、(2)地域共生型再エネ導入推進事業は、陸上風力発電の適地誘導のためのゾーニングに要する経費です。

76ページをお願いします。

表1段目、(3)RE100電力供給・利用促進事業は、県内中小企業が再エネ100%利用を宣言するREアクションの取得を支援する経費です。

次に、すぐ下の2、鉱業振興費の採石指導取締・採石業等育成増進事業は、採石場の指導監督及び育成等に要する経費です。

エネルギー政策課は以上です。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

77ページをお願いいたします。

主なものを御説明いたします。

初めに、一般会計でございます。

工鉱業総務費でございますが、右の説明欄をお願いします。

2の企業誘致促進対策事業費の(1)半導体サプライチェーン構築加速化事業は、半導体関連企業の集積を加速化するため、展示会に出展など誘致活動に要する経費でございます。

次に、(4)企業立地促進費補助は、県内において、事業所等を新設、増設する企業が行う設備投資及び雇用に対する補助でございます。

78ページをお願いいたします。

(6)戦略的ポートセールス推進事業は、熊本港及び八代港のポートセールスに要する経費でございます。国際コンテナ航路を開設する船会社に対し補助し、両港の利用を促進します。

次に、(7)国際コンテナ利用拡大助成事業でございますが、熊本港及び八代港を利用する荷主企業に助成を行い、利用拡大を図るための経費でございます。

続きまして、(9)県外IT企業・コンテンツ関連企業等ネットワーク構築事業は、IT・コンテンツ関連企業等のネットワークを活用し、本県へのIT企業等の誘致を図るための経費でございます。

79ページをお願いいたします。

(10)企業誘致環境整備事業は、企業誘致に伴い、菊陽町が行う公共下水道工事を県が受託して実施するための経費でございます。

次の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計繰出金は、工業団地の管理整備費に係る特別会計への繰出金でございます。

おめくりいただきまして、80ページをお願いいたします。

ここからは、特別会計でございます。

初めに、港湾整備事業特別会計でございますが、これは、熊本港及び八代港の利用促進を図るためのポートセールスに係る経費でございます。

続きまして、81ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計でございますが、有明臨海工業用地の除草等の管理と分譲に係る経費でございます。

82ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計でございます。

これは、城南工業団地をはじめ、内陸工業団地の管理費等に要する経費でございます。

83ページをお願いいたします。

中段の工業団地施設整備事業費は、新たな工業団地の整備に係る費用でございます。

続きまして、84ページをお願いいたします。

債務負担行為として、企業立地促進費補助をお願いしております。

これは、補助金交付額が多額なものにつきまして、分割して交付しており、それに伴いまして、令和6年度から9年度までの債務負担をお願いするものでございます。

企業立地課は以上でございます。

○中村亮彦委員長 次に、観光戦略部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

まず、原山観光戦略部長。

○原山観光戦略部長 観光戦略部でございます。

観光戦略部関係の議案の説明に先立ちまして、県内観光の現状について御説明申し上げます。

観光庁の宿泊旅行統計調査の速報値によりますと、本県の昨年12月の延べ宿泊客数は、令和元年の103.5%となり、コロナ前を上回っております。このうち、インバウンドにつきましても、令和元年の50.4%となり、着実に回復してきております。

今後、昨日からのマスク着用方針の見直しに続き、新型コロナの感染法上の位置づけが変更されるほか、3月23日の台北チャーター便運航、4月の八代港への国際クルーズ船寄港など、国内外からの旅行者の動きが活発化してまいります。

また、本年は、国際バドミントン大会、ツール・ド・九州、ラグビー日本代表国際試合など、国際スポーツ大会の開催が予定されています。こうしたチャンスを生かしながら、熊本の魅力を情報発信し、より多くの観光客に訪れていただけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

それでは、観光戦略部の議案の概要について御説明申し上げます。

資料89ページをお願いいたします。

令和5年度当初予算は、本年度予算額、(A)の最下段の合計欄のとおり、総額で27億9,500万円余を計上しております。

主なものを申し上げますと、スマートツーリズムなど、新たな観光スタイル確立に向けた取組、本格的なインバウンド回復に向けた

取組、国際スポーツ大会開催に要する経費等を計上しております。

2月補正で計上いたしました宿泊事業者への支援や旅行需要喚起策等と併せて、しっかりと取組を進めてまいります。

このほか、県産品の輸出拡大に要する経費や本年夏に南阿蘇村にオープンを予定している震災ミュージアム中核拠点施設の管理運営に要する経費等も計上しております。

加えて、複数年度にまたがる委託契約に係る債務負担行為の設定、震災ミュージアムの指定管理者の指定についてお諮りしております。

以上が今回提案しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、この後各課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○中村亮彦委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○久原観光交流政策課長 観光交流政策課でございます。

説明資料の90ページをお願いいたします。

令和5年度当初予算について、主なものを御説明申し上げます。

2段目、諸費につきまして、1億4,100万円余の予算計上をしております。

新規事業の2つについて、右側説明欄で御説明いたします。

1、海外移住者等交流費、在外県人会周年記念式典参加事業並びに3、国際交流推進費(2)の令和5年度姉妹友好提携周年記念事業は、海外との周年事業に要する経費です。

来年は、ブラジル県人会設立65周年、ペルーへの県人移住120周年、韓国・忠清南道などとの友好提携40周年に係る経費を計上しています。

91ページをお願いいたします。

5、国際化環境整備推進費のうち、(1)熊

本県多文化共生支援事業につきましては、外国人サポートセンターの運営や市町村に設置する外国人受入れ連絡協議会の立ち上げ支援などに加え、新規事業として、オンラインによる初級日本語講座の開講に要する経費を計上しております。

(2)ウクライナからの避難民受入支援事業について、今年度開始しました支援について、来年度も引き続き実施してまいります。

92ページをお願いいたします。

防災総務費、農業総務費については、これまで、組織改編や所管課の変更等により統一をされていなかった款項目について、決算特別委員会における御指摘を踏まえ、今回整理をいたしました。

このため、海外事務所経費など関係事業について、観光費、商業総務費に整理したことによる予算区分の変更です。

93ページをお願いいたします。

観光費につきまして、2億8,700万円余を計上しています。

(2)『ONE PIECE』連携復興応援事業について、像を活用した周遊促進や熊本地震からの創造的復興の総仕上げに向け、南阿蘇鉄道の列車と一体となった周辺観光施策に要する経費でございます。

(3)熊本地震震災ミュージアム具体化推進事業につきまして、施設の管理運営に係る経費を計上しています。

94ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

1段目の『ONE PIECE』連携復興応援事業については、昨年、『ONE PIECE』単行本100巻記念で書き下ろされた作者尾田栄一郎さんのイラストを新空港内に設置する経費について、2段目の熊本地震震災ミュージアム中核拠点施設管理運営業務は、令和5年7月1日に設置する中核拠点施設の管理運営に要する経費について、それぞれ債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

続きまして、105ページをお願いいたします。

議案72号、指定管理者の指定についてでございます。

先ほど御説明いたしました震災ミュージアム中核拠点施設管理運営業務につきまして、みなみあそ観光局・あそ望の郷共同体を指定管理者として、令和5年7月1日から令和7年度末まで指定するものでございます。

次の106ページにて御説明いたします。

4にありますとおり、5者から申請があり、外部有識者による選考委員会での審査を実施しています。

中段、3、選定理由ですが、候補者の提案について、地元語り部の活用や地域の関係機関と連携した事業内容に具体性があり、教育旅行の受入れ実績、誘客促進に向けた提案などが選考委員会で評価されたことを踏まえ、指定管理者候補者として選定したところで。

観光交流政策課は以上でございます。

○川寄観光企画課長 観光企画課でございます。

95ページをお願いします。

観光費として、8億7,500万円余をお願いしております。

右側説明欄2の観光客誘致対策費、(1)デジタルマーケティング事業は、観光客の誘客促進につなげるため、観光公式サイトやプロモーション動画など、旅行者の趣向に合わせたインターネット広告などの情報発信及び動画閲覧数などの効果測定などに要する経費でございます。

(2)スマート観光交通体系構築推進事業は、観光における二次交通の課題克服と周遊促進による観光消費の増加に向けた、いわゆる観光Ma a Sについて、関係市町村と連携した検討、実証等に要する経費でございます。

(3)地域の活性化を牽引する観光産業創造事業は、地域の特徴を生かして高い付加価値を創出し、地域の経済を牽引する観光拠点施設を整備する民間事業者への助成に要する経費でございます。

96ページをお願いします。

(4)プロスポーツによる地域活性化事業は、県内のプロスポーツチーム、ロアッソ熊本、熊本ヴォルターズ、火の国サラマンダーズですけれども、これらを核とした地域づくり支援や交流人口の拡大推進に要する経費でございます。

(5)国際バドミントン大会誘致促進事業は、2023年11月14日から19日に開催されます国際バドミントン大会、熊本マスターズジャパンの機運醸成や企画運営に要する経費でございます。

(6)アーバンスポーツ展開事業は、スケートボードなどのアーバンスポーツを活用した誘客促進のためのイベント開催などに要する経費でございます。

(7)ツール・ド・九州受入環境整備事業ですが、国際サイクルレースであるツール・ド・九州2023、10月6日から10月9日に福岡、熊本、大分で開催されますが、これらのイベントなどの機運醸成に要する経費と大会開催に要する経費でございます。

(8)域内周遊・滞在促進のための観光地域づくり事業です。

観光周遊促進を図るため、観光スポットの魅力と受入れ環境を高める面的な観光地域形成に要する経費として、観光事業者が取り組む事業に対して補助を行うものでございます。

97ページをお願いします。

(9)ラグビー日本代表国際テストマッチ招致事業です。

本年7月15日にえがお健康スタジアムで開催のラグビー日本代表国際テストマッチに必要な輸送などの経費に要する経費でございます。

す。

(10)スマートツーリズム基盤創生・活用事業です。

データに基づく観光施策の立案、実行体制への移行を目的に、県の様々な観光プロモーションなどに関する成果を蓄積、可視化するデータ基盤の構築に要する経費でございます。

次に、3、観光基本計画促進費の(1)観光統計動態調査ですが、県内の観光地を訪れた観光客の動態を調査、把握し、観光施策の検討、実施に活用するための統計調査に要する経費でございます。

(2)は、熊本の温泉街リブランディング事業です。

旅行者が減少している温泉街の現状分析、課題整理を行うなど、温泉街の面的な再生に向けた支援に要する経費です。

コロナ禍で社会情勢が大きく変化する中、県内の温泉街では、旅行者の減少や施設の老朽化など、かつてのにぎわいが失われている温泉街もあることから、地域と連携し、モデルケースとして、まちづくりや観光に係る専門家によるアドバイスを行ってまいります。

続いて、98ページをお願いします。

4の観光施設整備事業費、観光標識整備事業は、県管理の国道及び県道における観光案内標識、観光案内板などの整備、点検などに要する経費でございます。

観光企画課は以上です。

○石井観光振興課長 観光振興課でございます。

99ページをお願いいたします。

観光費につきまして、主なものを説明させていただきます。

観光客誘致対策費でございます。

(1)インバウンド誘致促進事業は、海外での商談会の開催や海外の旅行会社やメディアの招請、SNSを活用した情報発信など、外

国人観光客の誘客促進に要する経費でございます。

(2)阿蘇くまもと空港国際線振興対策事業は、国際線の振興による本県への誘客促進を図るため、航空会社や旅行会社と連携し、阿蘇くまもと空港の国際線プロモーションを実施するために要する経費でございます。

(3)新たな旅のスタイル促進事業は、新たな旅のスタイルなどへのニーズに対応するため、令和2年度から取り組んでいるワーケーションの滞在・研修プログラム等の磨き上げに要する経費でございます。

(4)国内観光誘致対策事業は、本県の観光情報の発信や交通事業者等と連携した県内への誘客を図るための観光PR、プロモーション等に要する経費でございます。

続きまして、100ページをお願いいたします。

(5)クルーズ船誘致促進事業は、船会社や旅行会社へのセールス等の実施や県内の観光資源を生かした飛行機ツアーの造成など、クルーズ船の誘致活動に要する経費でございます。

(6)クルーズ船受入体制強化事業は、クルーズ船受入れにおける旅行会社や関係機関との連絡調整や観光施設等との情報共有、おもてなしの実施など、クルーズ船観光客の受入れ環境整備に要する経費でございます。

(7)新規事業のインバウンド地域戦略策定事業は、本県がターゲットとする東アジアなどの各市場の需要や県内各地域のインバウンド受入れ意向について調査を行うとともに、専門家による分析を行い、地域戦略を作成するために要する経費でございます。

(8)教育旅行誘致推進事業は、教育旅行の誘致に向け、宿泊費またはバス代の助成による新規校の獲得や本県への教育旅行の相談等にワンストップで対応するプログラムコーディネーターの配置、さらには教育旅行プログラムの強化など、教育旅行による宿泊事業の

確保、創出に要する経費でございます。

(9)新規事業の台湾インバウンド誘客強化事業は、台湾からのインバウンドの誘客を強化するため、台湾に本県の観光セールス等を行う現地代理人の配置や台湾からの教育旅行の受入れ体制構築に要する経費でございます。

続きまして、101ページをお願いいたします。

3、国庫支出金返納金でございます。

これは、国の臨時交付金を活用し実施しました豪雨被災地送客促進事業の事業費確定に伴う国庫支出金の返納でございます。

観光振興課は以上です。

○前田販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課でございます。

おめくりいただいて、102ページをお願いします。

令和5年度当初予算のうち、主なものについて御説明させていただきます。

まず、農業総務費として、3億6,500万円余の予算を計上しています。

右側説明欄1、農産物流通総合対策費の輸出向けHACCP等対応施設整備事業ですが、輸出事業者のHACCP等対応施設の新設、改修に係る全額国庫補助の事業です。

その下、2、ブランド確立・販路対策費の(1)県産農林水産物等輸出推進総合支援事業は、海外展開のための経費補助や専門家による事業者の伴走型支援等、輸出に取り組む県内事業者の掘り起こしから輸出に至るまでの総合的な支援に要する経費です。

(3)のGFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト事業、これは全額国庫補助の事業でございますが、海外の規制やニーズの多い新品種の導入など、輸出産地の形成に取り組む団体への助成に要する経費です。

103ページをお願いします。

商業総務費として、3億7,500万円余を計

上しております。

主な事業としまして、右側説明欄3、物産振興費の(1)球磨焼酎リブランディング事業は、球磨焼酎のブランド化を推進するための情報発信や市場開拓、商品力向上等の販路拡大に要する経費です。

(2)首都圏等県産品販路拡大事業は、首都圏をはじめ、大阪、福岡などの都市圏における県産品の販路拡大に要する経費です。

4、伝統工芸振興費でございますけれども、おめくりいただいて、104ページをお願いします。

(3)伝統工芸館施設改修事業は、伝統工芸館の施設改修に係る設計に要する経費です。

伝統工芸館につきましては、令和4年度で開館40周年を迎え、老朽化の対策として、令和6年度に大規模改修工事を予定しております。

続きまして、その下の段、工鉱業振興費として、3,100万円余を計上しております。

右側説明欄、産業展示場施設改修事業は、グランメッセの施設改修に要する経費です。

経年劣化等により、駐車場の浸透性舗装の目詰まりや路面に凹凸が生じており、当該施設は、イベント以外にも大規模災害発生時の物資集積拠点としての利用が予定されているため、駐車場の舗装を行うものです。

販路拡大ビジネス課は以上でございます。

○中村亮彦委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお願いします。

まず、竹田企業局長。

○竹田企業局長 企業局でございます。

今回提出しております議案の説明に先立ちまして、企業局が所管します3つの事業の状況につきまして御報告申し上げます。

まず、電気事業につきましては、リニューアル事業として、緑川発電所の大規模改修を

進めておりましたが、2月に構内の舗装工事等を含む全ての工事が完了し、3月27日に現地で記念式典を開催することとしております。

次に、工業用水道事業につきましては、有明及び八代工業用水道において、コンセッション方式による経費節減を見込んでおります。

しかしながら、特に有明工業用水道において、多量の未利用水や竜門ダム使用権に係る減価償却費等、ダム関連経費の負担が大きいことから、令和5年度も収益的収支での赤字は継続する状況でございます。

なお、本県へのT SMC進出に伴い、今後、さらに半導体関連企業の立地が進むことが予想されるため、地下水の保全及び有明工業用水道の収益確保の観点から、未利用水を活用した新規給水の可能性調査に来年度から着手したいと考えております。

最後に、有料駐車場事業につきましては、今年度の利用実績として約18万台を見込んでおります。コロナ禍前に当たる令和元年度の利用実績22万台余にはまだ至っておりませんが、前年度よりも増加傾向にあるため、今後も指定管理者制度の下、状況を注視しながら適切な経営に努めてまいります。

それでは、企業局関係議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、令和5年度熊本県電気事業会計予算など予算関係の3議案でございます。

資料の108ページをお願いいたします。

3事業会計の当初予算をまとめた総括表でございます。

最下段の合計欄を御覧ください。

3事業会計の収益的収支と資本的収支の合計で、収入総額62億6,800万円余、支出総額65億1,900万円余の予算を計上しております。

なお、109ページの表は、工業用水道事業

会計の内訳としまして、有明、八代及び苓北の3つの工業用水ごとに取りまとめたものでございます。

このほか、電気事業において、令和5年度から令和6年度にかけて実施いたします新規小水力発電所開発に向けた河川の流量調査に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

詳細につきましては、この後、総務経営課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○中村亮彦委員長 続いて、担当課長から説明をお願いします。

○亀丸総務経営課長 総務経営課でございます。

企業局の令和5年度当初予算の内容について御説明いたします。

資料の110ページをお願いいたします。

初めに、電気事業会計でございます。

上段の収益的収入は、合計38億6,500万円余、そのうち営業収益は38億4,200万円余で、主に電力料収入でございます。

前年度と比較いたしまして、大幅な増額となっておりますのは、緑川第一、第二発電所のリニューアル関連工事完了による発電再開及びFIT適用に伴い、電力料収入が大きく増加するためでございます。

下段の収益的支出は、合計25億3,700万円余でございます。

営業費用21億7,400万円余の主な内訳といたしましては、右側の説明欄にありますとおり、職員給与費、水利使用料、ダム管理負担金、市町村交付金、修繕費や減価償却費などのほか、地元貢献といたしまして、発電所所在市町村に交付金を支出する普及開発関係費などを計上しています。

また、小水力発電開発可能性調査費につきましては、令和4年度までの調査で抽出いた

しました新規開発候補地点の流量調査等のための費用を計上しております。

最下段の損益につきましては、13億2,800万円余の利益を見込んでおります。

111ページをお願いいたします。

資本的収支でございます。

まず、下段の資本的支出のほうから御説明いたします。

資本的支出は、合計16億8,500万円余でございます。

建設改良費2億8,100万円余は、発電所の設備更新などに要する経費でございます。

前年度と比較して大幅な減額となっておりますのは、緑川発電所リニューアル関連工事の完了に伴い、令和5年度以降は工事費が大きく減少するためでございます。

このほか、企業債償還金、県政貢献として的一般会計への繰出金5億円などを計上しております。

上段の資本的収入は、合計3億200万円余でございます。

各施設の設備更新工事のうち、照明設備のLED化の財源として、脱炭素化事業に充当できる企業債を活用することとしております。

企業債につきましても、建設改良費と同様の理由から、前年度と比較して大幅な減額となっております。

112ページをお願いいたします。

続いて、工業用水道事業会計でございます。

上段の収益的収入は、合計10億7,200万円余でございます。

主な内容は、営業収益における給水収益等3億5,700万円余のほか、荒尾市や福岡県など施設の共同管理者からの維持管理負担金などでございます。

下段の収益的支出は、合計12億6,100万円余でございます。

営業費用12億1,700万円余の主な内訳とし

ては、説明欄にありますとおり、職員給与費、ダム等管理負担金、市町村交付金、修繕費や減価償却費などのほか、共同管理者分として、コンセッションの運営事業者に支出する維持管理負担金、地元貢献として、施設所在市町村に協賛金を支出する普及開発関係費などを計上しております。

また、新規給水可能性調査につきましては、有明工業用水道における未利用水を活用した新規給水に係る設備の基本設計や採算性などの調査のための費用を計上しております。

損益につきましては、有明工業用水道における竜門ダム関連経費の負担が大きく、3つの工業用水道事業合計で1億8,800万円余の損失を見込んでおります。

113ページをお願いいたします。

資本的収支でございます。

まず、下段の資本的支出のほうから御説明いたします。

資本的支出は、合計9億600万円余でございます。

建設改良費は、3億1,900万円余を計上しており、主な内訳は、コンセッションの運営事業者が施工する設備更新の負担金や八代工業用水道の球磨川からの取水口である遥拝頭首工等改修工事の負担金などでございます。

このほか、企業債や長期借入金の償還金を計上しております。

上段の資本的収入は、合計9億400万円余でございます。

主な内訳として、建設改良費の財源としての企業債1億8,300万円、共同管理者からの工事受託金1億3,400万円余のほか、他会計からの補助金、借入金などを計上しております。

資本的収入及び資本的支出とも前年度から大幅な減額となっておりますのは、令和4年度が設備更新の時期であり、実施した設備更新工事の規模が大きく、来年度は設備工事の

規模が減少するためでございます。

114ページをお願いいたします。

有料駐車場事業会計でございます。

上段の収益的収入は、合計1億1,600万円余、そのうち営業収益は1億1,100万円余で、主に指定管理者からの納付金収入でございます。

下段の収益的支出は、合計4,400万円余でございます。

営業費用3,600万円余の主なものとしては、説明欄にありますとおり、職員給与費、修繕費、減価償却費、地元貢献のための普及開発関係費などを計上しております。

損益につきましては、7,100万円余の利益を見込んでおります。

115ページをお願いします。

資本的収支でございます。

まず、下段の資本的支出のほうから御説明いたします。

資本的支出は、合計8,400万円余でございます。

建設改良費3,400万円余は、立体駐車場の管制装置の改修工事費でございます。また、県政貢献として、一般会計への繰出金5,000万円を計上しております。

上段の資本的収入は、合計700万円でございます。

設備改修のうち、LED化の財源として、電気事業と同様の企業債の活用を予定しております。

116ページをお願いいたします。

最後に、電気事業会計の債務負担行為の設定でございます。

電気事業会計における新規水力開発関係調査業務につきまして、1年を超える調査期間を要するため、令和6年度の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

企業局は以上でございます。

○中村亮彦委員長 次に、労働委員会事務局

長から説明をお願いします。

○吉野労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

今回提案しております令和5年度当初予算について御説明いたします。

説明資料の117ページをお願いいたします。

当委員会の予算は、委員会費と事務局費で構成されております。

右側の説明欄を御覧ください。

まず、上段の委員会費ですが、15人の委員報酬2,792万円余を計上しております。

次に、下段の事務局費ですが、1の事務局職員に係る職員給与費として、7,850万円余、また、2の運営費として、労使紛争の審査、調整、あっせんを行うための事業費等532万円余を計上しております。

以上によりまして、当委員会の当初予算として、1億1,175万円余を計上するものでございます。御審議のほどよろしく御願いいたします。

○中村亮彦委員長 以上で執行部の説明が終わりました。

それでは、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のままで説明をしてください。

それでは、質疑はございませんか。

○竹崎和虎委員 御説明ありがとうございます。

資料の14、15ページあたりになってくると思います。

環境生活部長の総括説明の中で、地下水保全対策強化には触れていただいていたんです

が、取水のほうには触れていただいて、排水のほうにちょっとなかったものですから、そこでちょっとお尋ねなんですけれども、JASMが1日当たり地下水を1万2,500トン取水されるように聞いておりますが、そのうちどれくらいの水量が排出をされるのか、まずそれを教えてください。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

JASMのほう、地下水の取水量のほうは1万2,500トンぐらいということで公表はされております。このうち7割以上をリサイクルという方針を出されておまして、かなり排水量はこれに比べると減るというふうに見込まれております。

具体的な数字のほうは、まだ施設あたりが導入中ですので固まっておきませんので、また、その辺りの情報が入ってきたらお知らせしたいと思っております。

○竹崎和虎委員 その排出される水、排水ですけれども、その排水された水というのは、どこで処理をされて、どこを通過して、どこに排出するのか、流すのか、それを教えてください。

○村岡環境保全課長 排水のほうは、全て下水道のほうに放流ということで聞いております。放流先は、県が所管しております北部流域下水道となります。北部流域下水道からの排水は、坪井川のほうに流入ということになっております。

○竹崎和虎委員 排出される水量が分かれば教えてくださいなんですけれども、この1万2,500トンというのが、どれくらいの水量かということ、聞くところによると、小中学校にある普通の25メートルプールですか、このプールの22杯分に当たるそうです。そのうち

7割はリサイクルで、排出される量がどれくらいか分からぬけれども、その中から、多くの処理をされた水が坪井川に最終的には流されるということですのでけれども、その坪井川を通過して、最終的には有明海にこれは全部流れていくんですよ、有明海に。

有明海では、今期のノリ養殖において少し生産量が減って、単価がよくなったものから金額は上がったものの、生産量が減っている。今後どうなるんだろうかという心配もありますし、アサリの問題もあって、そういった生育環境がどうなるのかという心配をされておるものですから、JASMの本体であるTSMC社さんは、環境に非常に配慮されている会社だとも伺っておるところですが、JASMでこういった処理をされるのか分かれば、そこら辺であったり、また、県として、処理場での取組であったり、県としての何か調査とかされていくのであれば、それを教えてくださいたいんですが。

○村岡環境保全課長 環境保全課です。

今、JASMのほうと水質汚濁防止法とか排水規制関係の協議もやっているところなんですけれども、その中で、下水道放流なんですけれども、下水道処理場のほうで処理できないような物質については、沈殿とか、そういった水処理によって、基準以下で下水道のほうに放流するということを確認しているところなんです。下水処理場のほうでは、やはりそこからまた河川に放流しますので、水質汚濁防止法に基づく基準以下で放流できるように、そこも下水処理場のほうでしっかりと運営しているところでございます。

我々としては、こういった水質汚濁防止法や、あと、下水道流入に関しては、下水道法がありますけれども、そういった法令の規制基準でしっかりと環境面に対応できると考えているところです。

ただ、御指摘のように、いろいろと御不安

に思われる方もいらっしゃると思います。その点につきましては、最終的に環境でどういうふうな状況なのかというのを、環境中の調査と川とか海とかでの調査というのをやっております。

今回の坪井川の関係でいきますと、坪井川のほうの下流のほうの上代橋のほうで、熊本市のほうで、毎月定期的に測定する地点として設けて水質調査を行っておるところです。また、海のほうの出先の坪井川の河口の海域ですね。そこでも、やはり熊本市のほうで定期的な監視地点を設けて調査をしているところでございます。

ですので、熊本市のこういう環境監視のほうと情報も県のほうでしっかりと取りながら、市と連携して、しっかりとこの問題に取り組んでいこうと思っております。

以上です。

○竹崎和虎委員 3月8日でしたかね、本会議では、知事の御答弁の中で、熊本の宝である地下水と豊かな自然をしっかりと守っていくとおっしゃられました。有八の特別委員会もございますけれども、やはり水産県でもあるもんですから、先ほどお話あった熊本市さんともしっかりと連携を取っていただいて、影響がないように——恐らく、基準のお話ありましたけれども、1リッター当たりどれぐらいのとか、そういうもんだと思うんですよ。含有率がどれぐらいというお話だと思うんですけども、大量の水が流れてくると思うもんですから、多分漁民の皆さんも不安に思っらっしゃると思うもんですから、そのたくさんの中には含有量というのも増えるわけですから、そこら辺もしっかりと影響がないかを今後も調査していただきたい。先ほど申しましたけれども、熊本市さんともしっかりと連携を取って、もちろん漁業団体さんとも取っていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。これ

は要望です。

以上です。

○鎌田聡委員 関連で。

今ちょっと排水のお話を聞かせていただきまして、坪井川での調査等は、熊本市と連携を取ってされていくということですが、そもそもその出口のところ、J A S Mから出たところでの調査というのは、これはどこがどうやるんでしょうか。

○村岡環境保全課長 J A S Mから出たところは、先ほど御説明しましたとおり全て下水道ということですので、下水道法に基づいて、これは菊陽町のほうで監視という権限を持っております。

○鎌田聡委員 じゃあ、菊陽町のほうで調査をされて、含有量とか、この基準に合致しているかどうかというのは、そこできちんと分かるということで、それから先にもしかして流れ込んだら、今先ほどの話になると思いますけれども、まずは、菊陽町のほうの調査できちんとそこは見ていくということによろしいんですね。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

おっしゃるとおりです。まず、菊陽町のほうで、下水道に排出する排出先のJ A S Mのほう、立入り権限がございます。そして、当然、受け入れる側の北部流域下水道でも、きちっと受入れ基準を守っているかというところでのチェックはあります。その上で、排水に関しては熊本市が監視し、河川、海域の環境のほうも熊本市が調査していくという計画になっておりますので、この辺繰り返しになりますけれども、市としっかりと連携してやっていくという所存でございます。

○鎌田聡委員 ぜひ、本当に今先ほどの話ではありませんけれども、やっぱり下流域の人たちは、地下水の話もそうですけれども、排水のほうでの不安というの、かなりやっぱり大きいですから、しっかりとした調査をやっていたきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、すみません、先ほどの議案の11ページですね。

今度は、地下水涵養の話ですけれども、先ほどの部長の説明でもありましたけれども、地下水保全条例に基づく涵養量について見直すということでございましたけれども、現在どうなつて、どういふふうに見直していかれるのか、いつ頃どうされるのか。これはJASMに対して適用になるのかどうなのか、その辺もちょっと教えていただきたいと思ひます。

○吉澤環境立県推進課長 地下水の涵養量の見直しについてですけれども、現在の地下水涵養指針というところでは、当面の間、地下水取水量の1割を目標というふうに定められております。このまま、地下水1割、取水量の1割ということでの涵養でということになると、現在の地下水の収支のバランスを崩すということにもなりかねませんので、県としましては、JASMにつきましては、取水量を超える涵養を行うと今発表されております。それに向けて県としても取り組んでいるところですが、同じように企業にとつても社会的な責任を果たしていただくと、持続的な地下水利用が図られるように、学識経験者の方々とも御意見をいただきながら、もう年度当初から早期に検討に入りたいと思ひておるところでございます。

○鎌田聡委員 どのくらいというのは、まだ――大体県としての考えってあるんでしょう。

○吉澤環境立県推進課長 当然、方向性としては、地下水保全を図るといふような方向性での検討ということになります。

○鎌田聡委員 ぜひその辺は、やはりJASMはそのように言われているとは思ひますけれども、条例上では1割目標ということですから、それをクリアすればという話になりますけれども、これからいろんな企業も張りついてくるだろうと思ひますし、そういうところも含めましてのやっぱり地下水涵養の取組というの、非常にやっぱり極めて重要だろうと思ひますから、早急に見直しをお願ひしておきたいと思ひます。

以上です。

○橋口海平君 関連していいですか。

すみません。今のに関連して、涵養については、いろいろ取り組んでいくと思ひますが、この質についてといふのはどのように考へているのか教えていただきたいと思ひます。質とかそういうのを調べるのかどうか。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

質のほうに関しては、地下水測定計画というのがございまして、県内、かなりの箇所、数百か所について、定期的に地下水の調査をしておりますので、この中でしっかりと地下水の質に変化がないかといふことはウオッチしていきたいと思ひております。

○中村亮彦委員長 ほかにございせんか。

○吉永和世委員 関連でいいですか。

TSMCの進出によって、県内、不安と、それと希望といふか、この2つの中で、不安の材料が今質問があつたといふふうにお願ひ

すが、その大きな部分で地下水の問題とかあるわけなんですけれども、先ほどあったJASMからの流入、これは流入基準があるんでしょうから、それにあと従ってやるということでしょうし、放流は、放流基準があるので、放流基準にのっとってやる。

ただ、基準も上限と下限というのが多分あるんでしょうから、その範囲内で行うということだというふうに思います。そこは県民の方々にしっかりとお伝えをしなくちゃいけないだろうというふうに思いますし、あと、先ほど、熊本市が河川のほうはしっかりと調査をしていくんだと話がございましたし、そこは、やっぱり現状、JASMが稼働する前のデータというのが非常に大事になるのかなというふうに思いますので、そこら辺をしっかりとデータとして持っておくということはしっかりとやっていくべきだろうなというふうに思いますし、そこに変化が現れてくるとちょっとおかしくなるんでしょうから、そこをしっかりとデータ取りをやっておくことが大事かなというふうに思いますので、そこら辺は連携してしっかりとやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、水、地下水だけではなくて、今竜門ダムのほうの検討もなされていると思ひます。地下は見えないので、やっぱり不安になるのはもう当たり前なんだろうと思ひますので、そこはやっぱり見える水として工業用水というのがあるんですから、そこら辺の検討を早く進める必要があるのかなというふうに思ひますし、検討なされているんだろうというふうに思ひますけれども、そこら辺の進捗状況というのはどうなっているんですかね。ちょっと教えていただければと思ひますが。

○小原環境生活部長 いろいろ地下水の問題につきまして、今後きちんと地下水が保たれていくのか、あるいは排水のほうでもいろいろ

不安の声があるということでございますので、私のほうから総括的に答えさせていただきます。

まず、地下水につきましては、基本的に今使っている量を同じような形で涵養等していけば、バランスは取れていくということになりますので、それに向けて我々としてはしっかり取り組んでまいりたいと。その中で、先ほどありました竜門ダムのほうの未利用水についても、工業用水の未利用水についても活用させていただくということで、企業局のほうでお願いしております。

あと、先ほどちょっと冒頭の私の説明で申し上げましたように、地下水の量としてはかなりの量があるということでございますので、すぐすぐ枯渇することはないというふうに思っております。ただし、バランスを欠いたケースが長年続きますと、やはり枯渇ということにつながりますので、きちっと利用される量を地下水として涵養できるように浸透させるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、排水につきましては、法律あるいは県の条例等で基準を設けておりますので、その基準をきちっと守っていくということが、最大というか、必ずしてもらわなきゃいけないということでございます。地元の菊陽町、あるいは熊本市、県もございますので、連携しまして、きちっと調査しまして、そのデータあたりも県民の皆様方に不安を持たれてますので、きちっと説明しながら、どのような状況にあるのか、不安を感じる状況なのか、そういうことをきちっと御説明していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○吉永和世委員 よろしくお願ひします。

○亀丸総務経営課長 企業局での現在の検討・進行状況というふうなお問合せがござい

ました。

現在、関係する水利権の関係で、国土交通省、それから今回の未利用水を菊池台地のほうに持っていく際に、農業用の施設を使わせていただけることが可能かどうかということにつきましては、農水省、関係省庁との事前相談という段階を今踏んでいるところでございます。

また、今まで菊池川の白石堰で水を取っておりました関係で、今回竜門ダムのほうから直接水を取らせていただくことになるということになれば、菊池川の下流域の方の御心配、それから、もう一つは、農業用施設を使わせていただくということになれば、菊池台地で農業を實際されていらっしゃる農業者の方々、そういう方々の不安もございまして、その辺丁寧に御説明をしていきながら、来年度の可能性調査を進めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○吉永和世委員 地下水は、しっかり守りつつ対応していくと、あと、竜門ダムの未利用水もしっかりと活用していくという体制になると、すごくいい環境ができるのかなというふうに思いますので、そこら辺しっかりとぜひ県民の不安を一つでも取り除くように、しっかりとその水に関してぜひ対応いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○鎌田聡委員 水に対しての議論を今しっかりと頑張っていたきたいと思ひますけれども、これは、空気というか、排ガスというか、大気汚染、半導体工場でどれだけどういうやつが出てくるか、ちょっと私も不勉強で分かりませんが、実際、その辺の大気に対しての排ガスに対しての対策というのはどうなっているんでしょうか。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

大気関係のほうも、大気汚染防止法というのがございまして、これに基づいて、現在、施設あたりの性能をJ A S Mと事前に協議をしているところでございます。

現状としては、有機溶媒等をやはり製造工程で使われますが、しっかりと性能の施設で処理をするということで、国内基準の50分の1以下はかなり低い濃度まで処理をするということは確認しているところでございます。

また、稼働後につきましては、周辺大気環境調査というのでも検討しているところでございます。

以上です。

○鎌田聡委員 周辺の調査というのは、県がやるということですか。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

はい、県が実施する調査です。

○鎌田聡委員 大気の関係もしっかりとやっぱり調査をしていただいて、50分の1まで落とすということが本当ならいいんですけども、やっぱりしっかりと調査をしながら、県としてやっぱり県民のそちらに対する不安も取り除いていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○中村亮彦委員長 ほかにございせんか。

○鎌田聡委員 別件でよかですか。

すみません。これは、資料48ページですね。

コロナの2類から5類へということで、かなりいろんな対策も不要になってくる部分が

ございまして、要は、これは時短要請の協力金ですね。飲食店に対しての返納額ということで出ておりますけれども、結局、期間中で幾らこれは時短要請協力金で使ったんですか、熊本県で。

○津川商工政策課長 商工政策課でございます。

時短要請協力金につきましては、総額で560億円余の支給をしております。件数にしますと5万2,000件余となります。

○鎌田聡委員 これでかなり飲食店も危機を乗り切ったところが多かったと思いますけれども、実際廃業された数ってどのくらい、こういった金も出ながらもやっぱり厳しかったというところは……。

○津川商工政策課長 商工政策課でございます。

廃業された件数等につきましては、飲食店という形ではなかなか、新しくつくられるところ等もありまして、なかなかそこは分からないというのが実情でございます。

○鎌田聡委員 状況的にはどうですか。なかなか、やっぱりこれをいただいても厳しかったというところが結構あったんでしょうかね。そういう話も聞きましたけれども、分からない。

○津川商工政策課長 飲食業関係の組合さんあたりとお話をしていく中で、やはりこの協力金があったことで非常に助かったという声をいただいている一方で、やはりその後コロナが少しずつ収まってきたものの、逆に、物価高であるとか、電気代の高騰であるとか、そういったことがあって、そういった形で、やはりなかなか厳しい状況であると。ただ、そういった中でも、コロナが少しずつ収まっ

ていき、マスクを外すとか、そういったことで、人流といいますか、客足のほうが少しずつ戻ってきているということをお伺いしているところでございます。

○鎌田聡委員 要は、かなりのやっぱり額の協力金で、これは全国的にそうなんですけれども支払っているわけでありますから、やはりそれがなくなった時点で、また厳しい状況に戻っているところもあるんじゃないかなというふうに思いますけれども、ただ、これだけの給付金をやってきたので、やっぱり効果というのをしっかり出していただくようにと、あと、その効果の検証というのも、ぜひまたやっていただきたいなと思いますので、ぜひ、なかなか把握が難しいということでありましたけれども、よろしくお願ひしたいと思いません。

それと、もう1点、関連といいますか、64ページですね。

コロナ関係の雇用の関係で、労働雇用創生課ですけれども、要は、コロナの状況の中でかなりやっぱり失業された方もいらっしゃるし、事業者も厳しい状況に追い込まれてたと思いますけれども、これから、先ほどの話じゃありませんけれども、やっぱりいろんな2類から5類へという流れの中での話かもしれませんが、雇用調整助成金の特例も今月いっぱいですよ。今先ほどの飲食店の協力金じゃないですけれども、それがなくなったがゆえに厳しい状況に追い込まれてしまう。先ほど物価高という話もありました。そういったことも加えて、非常に厳しい状況に追い込まれるところもあるんじゃないかなと思っておりますけれども、実際、この雇用調整助成金、何件ぐらい、今特例はどのくらい利用されてるんですか、県内で。

○工藤労働雇用創生課長 雇用助成金につきまして、その件につきましては、すみませ

ん、後ほど確認いたしまして御報告させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○鎌田聡委員 ぜひ、これからのフォローをしっかりとやっていただきたいんですよ。要は、失業者の対策も引き続きやられていこうと思えますし、あと、事業者のやっぱり支援、こういったものが、そういった助成金特例がなくなることによって、やっぱり厳しい状況に移っていくというところもあるかと思えます。上向くところもあるかもしれませんが、コロナの規制がなくなって、やはりこれからそういったふうに5類に移っていく中での、いわゆる特例が消えていくところへの対策、これもやっぱり新年度しっかりと事業者や働く人たちに対しての対策を怠ることなくやっていただきたいということを要望しておきますので、よろしくお願いいたします。

○中村亮彦委員長 ほかにございますか。

○高野洋介委員 細かいことをちょっと2点お尋ねしたいんですが、まず、自然保護課さんなんですけれども、これは資料を見ますと、鹿、アライグマ、イノシシ等々は出てますが、私の地元の八代を中心とした県南ですね。これは、今、鳥獣の鳥のほうですね。カモ、この被害がもうすごいんですけれども、それは把握されてるんですか。

○蓑田自然保護課長 自然保護課でございます。

被害状況につきましては、むらづくり課のほうで把握をさせていただいておりますが、非常にカモの被害が大きくなっているというふうなお話は聞いておるところでございます。

以上です。

○高野洋介委員 聞いているだけで、予算も何もつけてらっしゃらないですよね。これは相当な被害なんです。一軒の私の後輩の生産者は、1年間で400万ぐらい被害があつてるんですよ。

当然、アライグマだとか、鹿だとか、イノシシも被害があつて、いろいろと大変でしょうけれども、そっちにもきちんと目を向けて、むらづくり課がやっているならば、情報を共有してやってもらわないと、農家は悲惨な状況を毎日送ってるんですよ。

せっかく作った農作物が全部食われてしまうわけでしょう。そういったところを丁寧にやって、どういうふうな対応ができるのか、これは駆除すべきなのか、保護すべきなのか、どうすべきなのかというのは、皆様方が大体決められるわけじゃないですか。そこがしないと、来年度も全然希望が見えないんですよ。それについてはどうお考えですか。

○蓑田自然保護課長 自然保護課でございます。

先ほどちょっと説明が足らなかったのですが、本年度からでございます。鳥類の捕獲に対するやっぱり鉄砲、銃猟者の担い手が少ないというようなこともございまして、さらに、技術とか経験を有する熟練銃猟者の減少もございまして。

そのため、新たに今年度からでございますが、銃猟従事者、おおむね5年以内の新規の銃猟従事者に対する技術向上研修を実施しておるところでございます。あわせて、現場での捕獲実践教育研修ということで、実際、船の上に乗って鉄砲で捕獲をするといった研修を今年度から始めておるところでございます。

説明は以上でございます。

○高野洋介委員 そもそも、まず鉄砲使えな

いですよ。畑ですよ。畑で鉄砲撃って散弾銃か一発か分からぬですけども、それどうします。例えば、ブロッコリーとかレタスとか葉物の中に入っとったりしたら商品にならないですよ。それこそいろんな影響が出てくるので、そもそもまず捕獲していいんですか、あのカモは。

○蓑田自然保護課長 自然保護課でございます。

カモにつきましては、有害鳥獣捕獲という形で捕獲をすることは可能でございます。で、捕獲場所につきましては、八代河口にやっぱカモがいるものですから、その河口での捕獲を想定して、船上での捕獲研修等を実施しているというような状況でございます。

以上でございます。

○高野洋介委員 多分、ここでやり取りしても堂々巡りなので、もうはっきり言いますけれども、河口だけじゃないです。そこは分かっとってください。いろんなところにいます。もう最近は、河口付近じゃなくて、平地というか、中山間地まで来てますので、そこは広範囲に広がってますので、毎日来るわけじゃないので、そこは臨機応変にしっかり行政と地元のタイアップを組んで、ちゃんとした捕獲の状況をまず把握してもらうように、よろしく願いいたします。

あと、簡単な質問ですけども、エネルギー政策課さん。

これは予算を見ましたが、御所浦のことが全く載ってないですよ。例年、御所浦のことをいろいろ載せてあったんですけども、今回は御所浦の全然載ってなくて、私もいろいろと手を尽くしまして、御所浦に入りましていろいろ話をした中で、あとは緑化ですよ、あの採石場跡地。あの緑化の予算が入ってませんけれども、来年度は緑化やらないんですか。

○岡山エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

御所浦の緑化については、基本的に事業者がやるものでございますので、そこは事業者でやっていただくということになります。我々は、こういう監視指導とかの予算を取っておりまして、適切な緑化に励んでいきたいと思っております。

○高野洋介委員 何か今年度の話と若干私の認識不足なのか、ちょっとずれがあるんですけども、ということは、御所浦のことは、エネルギー政策課の中には予算はもうないということですか。

○岡山エネルギー政策課長 全くないということではなくて、監視指導の中に、採石業のイメージアップとかそういったことで御所浦の緑化に貢献していきたいと思っております。すみません、詳しくはちょっとここに書いてないというところがあります。

○高野洋介委員 じゃあ、この76ページの2の鉱業振興費の中に入っているというふうな認識でいいんですか。

○岡山エネルギー政策課長 はい、そうでございます。

○高野洋介委員 じゃあ、また後ほど話をしましょう。じゃあいいです。

○中村亮彦委員長 ほかにございますか。

○吉永和世委員 先ほど、原山観光部長のほうから総括説明ございました。観光宿泊、令和元年の103.5%になりましたということでございます。ただ、インバウンドはまだ回復途中ということでございますが、これからコ

ロナもある程度落ち着いて、ウイズコロナという形で進んでいくんだろうというふうに思いますが、観光が復活することというのは非常に大事なかなというふうに思います。

観光資源をフル活用して、ぜひ、今の宿泊客数がより多くなっていくことでございますし、インバウンドが増えていくということ、それをぜひ目指して頑張っていたいただきたいと思うんですけれども、観光復活元年みたいな、何かそういったうたい文句じゃないですけども、気合を入れてしっかりと原山部長を先頭に頑張っていたいただきたいと思うんですけれども、部長の意気込みをちょっと聞きたいと。

○原山観光戦略部長 ありがとうございます。

観光につきましては、宿泊客数につきましては先ほど申し上げましたけれども、12月は、コロナ前を上回りましたけれども、暦年で申し上げますと、まだコロナ前の8割程度にとどまっております。インバウンドについては、まだ10%程度ということでございます。1月のデータは、まだはっきり出てませんけれども、話を聞きますと、少しずつ元の状態に戻ってというふうには伺ってます。

今後、まずは宿泊客数、一番多いときで800万人あったんですけれども、まず、それを目掛けて、コロナ前の水準が確保できるように、様々な取組を進めていきたいと思っておりますし、特にインバウンドですね。

先ほど来から話、あっておりますように、TSMC進出ございますので、インバウンドについては、特に台湾を中心に精いっぱいいろいろな取組を予定しておりますし、台湾からいらっしゃる場合の旅行商品の支援ですとか、現地での観光レップと言いますけれども、代理人制度ですとか、そういったものも予定しておりますし、あるいは修学旅行を呼び込むための窓口も設置をするということ

で、そこにまずはしっかりと注力をして呼び込んで、さらには、県内各地にそのお客様方が行っていただくように、これもまた、例えばTSMC社員の方のモニターツアーとか、そういったものも予定しておりますので、県内各地の状況をしっかりと知っていただいて、そして情報発信をして、観光V字回復となるようにしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○吉永和世委員 よろしくお願ひします。

○中村亮彦委員長 ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 なければ、以上で質疑を終了いたします。

昼食のため、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時9分休憩

—————○—————

午後1時8分開議

○中村亮彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第33号、第34号、第38号、第39号、第45号、第46号、第50号から52号まで、第60号から62号まで及び第72号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第33号外12件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第33号外12件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第46号を議題とい

たします。

請第46号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○福永消費生活課長 消費生活課でございます。

請第46号、消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める請願書について説明いたします。

請願の趣旨は、特定商取引法の抜本的改正を求める意見書の提出の要望ですが、この法律は、消費者トラブルが生じやすい取引を規制するもので、平成28年の法改正の5年後見直しの時期に合わせ、今回抜本的な改正を求めるものです。

全国の消費生活相談状況では、この法律の対象分野の相談は5割を超え、本県の状況も同様に多く、特に世代別では高齢者からの相談が多いことや、分野別では通信販売に関する相談が多い状況です。

具体的なトラブルの事例として、突然やってくる訪問販売や電話勧誘販売では、特に高齢者など断り切れず、不本意な契約を結んでしまうことも少なくありません。また、デジタル化の進展もあり、通信販売では、SNSをきっかけとした勧誘は不意打ち性や密室性が高く、飛びつくことでトラブルも起こりやすいものです。さらに、最近では、若者の投資トラブルなど、連鎖販売取引いわゆるマルチ取引では、組織の実態や連絡先も分からないケースもあるなど、被害回復が困難な事例も起きています。

こうした消費者トラブルに対処するため、訪問販売の規制強化や事業者の登録制導入など、特定商取引法の改正を求めるものです。

県としましても、悪質な事業者による消費者被害を防止、救済し、消費者の安全、安心な生活を確保するため、制度的な法改正は重要であると考えております。

説明は以上です。

○中村亮彦委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○吉永和世委員 請願の趣旨、御説明いただきました。ありがとうございます。

悪質な事業者から消費者保護を図るということで、規制強化をもって図るということは大変重要だというふうに思いますけれども、一方で、一般的な事業者の円滑な取引を促していくということも求められているというふうに思いますし、有効な制度設計となるような議論を深めていかななくてはならないと思いますので、調査を継続するという一方で、ぜひお願いしたいというふうに思います。

○中村亮彦委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。次に、採決に入ります。

請第46号については、いかがいたしましょうか。

（「継続をお願いします」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 継続という意見がありますので、継続についてお諮りいたします。

請第46号を継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 御異議なしと認めます。よって、請第46号は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が3件あっておりません。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○村岡環境保全課長 報告事項の水道広域化推進プランの策定についてを御覧ください。

1ページをお願いします。

水道広域化推進プランの策定について御報告させていただきます。

まず、1、プラン策定の背景についてですが、市町村及び一部事務組合が行う水道事業は、独立採算が前提となる公営企業として運営されており、今後の人口減少に伴う料金収入の減少などにより、経営環境が急速に厳しくなることが見込まれています。

このため、国は、水道事業の経営基盤の強化を図る観点から、都道府県に対し、今年度末までに、水道広域化推進プランを策定、公表するよう要請しているところです。

次に、2、水道事業の将来見通しについてですが、水道広域化推進プランの策定に際し、水道事業の50年後までの将来推計を行ったところ、県全体の給水人口は、令和元年度の151万人から108万人、28.4%の減少となり、これに伴い、県全体の給水収益も25.4%減少する見込みです。

また、水道施設の更新投資について、現状の施設を単純更新すると仮定した場合、令和56年度までの県全体の投資額は、平均して年間223億円となり、現在の水準の1.61倍となります。

これを前提に市町村の料金設定の基礎となる給水原価を試算しますと、令和56年度には、県平均で1立方メートル当たり255円となり、令和元年度の145円の1.76倍という結果になります。

次に、3、プランの推進方針についてですが、(1)の広域化の推進については、経費削

減効果が見込まれる施設運転管理の共同委託、料金管理システム等の共同化を推進することとし、県内6地域の協議会において、市町村等と具体的な協議を進めてまいります。また、施設運転管理の共同委託等の取組を踏まえながら、経営統合についても検討を行っていくこととしております。

(2)のアセットマネジメントの推進については、経営基盤の強化には、広域化の取組に加えて、更新投資額をいかに抑えていくかという点も重要であるため、各市町村等において、今後の人口減少により過剰となる給水施設の見直しや効率的な資産管理等を推進していくとともに、水道料金の適正化を図ることとしております。

2ページをお願いいたします。

プラン案の概要を添付しております。

主な内容は、先ほど御説明したとおりです。

プラン案の構成については、左上の策定の目的に始まり、第1章、現状、中央上の第2章、将来見通し、第3章、現状及び将来見通しを踏まえた課題、右上の第4章、広域化のシミュレーションと効果、第5章、広域化の推進方針としております。

なお、プランにつきましては、本日の報告後、年度内での策定公表の予定です。

また、本日のこの内容につきましては、本委員会のほか、地域対策特別委員会及び総務常任委員会において、市町村課から報告させていただいておりますことを申し添えます。

環境保全課は以上です。

○篠田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

令和2年7月豪雨被災事業者の再建状況等に係る調査結果についてをお願いいたします。

まず、1ページですが、調査の概要でございます。

調査の目的としましては、四角の枠囲みですが、被災事業者の再建状況や現在の経営課題、必要とする支援策等について把握するため、アンケート調査を実施したものでございます。

調査期間といたしましては、令和4年の10月から12月にかけて行い、回答率の欄ですけれども、回答率は59.9%で、1,577者にアンケートを実施し、944者から回答いただいたものでございます。

続きまして、2ページですけれども、事業の再建状況としましては、右側の表ですが、既に再建済みが723者、83.0%、再建途中が73者、8.4%、未再建が51者、5.8%、再建しないが18者、2.1%となっています。

また、その下になりますけれども、再建済みの723者のうち、赤い枠囲みの同一業種で元の場所で再建された方が619者で、85.6%となっています。

続きまして、3ページをお願いいたします。

未再建と回答された51者について、再建場所について尋ねたところ、決まっているが、30者、58.8%、決まっていないが、14者、27.5%となっております。

また、次の4ページですけれども、未再建と回答された方で、再建の支障となっているものについて尋ねたところ、資金が手当てできないが一番多く23者、公共工事等の終了後でないとは着手できないが16者となっております。

さらに、次の5ページですが、未再建と回答された方で、再建の支障となる課題が解決されるならば再建したいですかと尋ねましたところ、ぜひ再建したいが、36者、70.6%、再建するかどうか分からないが、13者、25.5%となっております。

続きまして、6ページですが、再建しないと回答された18者に再建しないと判断された理由について尋ねましたところ、事業承継者

がないが8者、収益の見通しが立たないが5者となっております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

売上げの状況についてでございます。

下の棒グラフですが、豪雨年度としておりますのが、令和元年度と令和2年度の決算の比較、R4調査時は、令和元年度と令和3年度の決算の比較になります。いずれも豪雨災害の前年度と比較して、令和2年度、令和3年度の売上げの増減について聞いているものでございます。

豪雨年度の棒とR4調査時を比較しますと、右側の棒からグレーの色が増加したその横の赤っぽい朱色に変化なしとなっております。R4調査時の棒の中ほど、41.9%に黄色い丸をしておりますが、その上の豪雨年度は赤い字で28.0%でございまして、決算ベースの比較では、豪雨年度に比べると回復の傾向があるという結果になっております。

業種別につきましては、次の8ページになりますが、上から2番目の赤い枠、建設業が回復の傾向がある一方で、下から3番目の青い枠、宿泊・飲食サービス業は、他の業種に比べると回復していないという結果になっております。

続きまして、9ページですが、豪雨災害前の令和元年度と比較して、売上げが増加した理由について尋ねております。

左側の緑の棒が、豪雨年度の内訳で、右側のオレンジの棒が、R4調査時の内訳になっております。

R4調査時のほうですが、一番多かったのが、復興特需で54者になりますが、これは業種別に見ますと、建設業の方が多く回答されております。次に多かったのが、4番目にあります既存の顧客・取引先のつなぎ止めで、36者の方が回答されております。

次の10ページですが、豪雨災害前と比較して売上げが回復していない理由について聞いて

ております。

オレンジの棒ですが、一番多かったのが、コロナ禍の影響が247者、次が、既存顧客の喪失で186者となっております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

現在の経営課題について尋ねております。

一番多かったのが、従業員の確保、育成で313者、次に多かったのが、販路、顧客の確保、開拓で294者となっております。

最後に、12ページになりますが、活用したい支援策について尋ねましたところ、一番多かったのが、補助金、交付金で487者、次に多かったのが、人手不足対策で253者という結果となっております。

以上が調査結果の概要になりますが、この後、この調査結果につきましては、市町村や商工団体等と共有させていただき、再建後の支援などにつきまして、市町村や商工団体等と連携をして取り組んでまいりたいと考えております。

商工振興金融課は以上でございます。

○辻井産業支援課長 産業支援課でございます。

別冊資料のくまもと半導体産業推進ビジョンの策定状況についてをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

T S M Cの進出を契機に、県内産業のさらなる振興と県下全域における県経済の成長を実現するため、今後の産業振興施策の方針となるくまもと半導体産業推進ビジョンを令和4年度中に作成することとしております。

ビジョン策定に当たっては、R a p i d u sの東会長や東京大学の黒田教授など、世界トップレベルの有識者から成るくまもと半導体産業推進ビジョン有識者懇話会を設置し、昨年10月と今年2月の2回にわたり会議を開催いたしました。

会議では、各委員から、日本や熊本の将来

を見据えた長期的かつグローバルな視点からの貴重な御意見を多数頂戴いたしまして、それらを踏まえ、ビジョンの素案を策定いたしました。

現在、この素案について、パブリックコメントの手続を行っており、そこでの御意見等を踏まえ、最終的に今月末にビジョンを策定、公表することとしております。

次のページをお願いいたします。

こちらがビジョン素案の概要となっております。

第1章、ビジョン策定の趣旨のとおり、計画期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間を予定しており、第2章では、半導体産業を取り巻く環境の変化と本県における現状と課題を記載、整理しております。

第3章においては、「半導体インフラを支え、挑戦し続ける熊本」を目指す姿として掲げ、具体的な取組の方向性として、第4章のとおり、方針1、半導体サプライチェーンの強靱化、方針2、安定した半導体人材の確保、育成、方針3、半導体イノベーション・エコシステムの構築という3つの方針を軸に構成し、それぞれの方針に重点取組を設定しております。

今後、本ビジョンに基づき、県、企業、大学等が一丸となった取組を進め、県内半導体産業、ひいては県下全域における県経済全体の発展につなげていきたいと考えておりますので、引き続き御指導、御支援をよろしくお願い申し上げます。

産業支援課からの御報告は以上でございます。

○中村亮彦委員長 以上で、執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

それでは、質疑はありませんか。

○高野洋介委員 1点だけ。

水道広域化の説明を受けましたけれども、先日、うちの地元の八代、氷川において水道が止まったということですが、その原因は何だったのでしょうか。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

氷川ダムの方から浄水施設のほうに通水する大本の根元の導管ですね、あの導管が破損して、当初は、断水までしなくても、そこまで至らずとも食い止めるぐらいの見込みで補修工事をしてたんですけれども、途中でちょっとどうしても亀裂が大きくなって断水に至ったということでございます。

○高野洋介委員 ということは、老朽化した部分ということでの認識でいいのでしょうか。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

はい。50年ぐらいたつた管ですので、老朽化の影響もあったのではと認識しております。

○高野洋介委員 ということは、多分このプランはプランでいいんですけれども、50年後を見据えた中でやっていくんじゃないかと、もうちょっと期間を短くしながら、まず調査してもらって、早急にせないかぬところとか多分出てくると思うんですよね。いろんな計測をすると漏水している場所も多分出てくると思いますので、この50年という期間じゃなくて、もうちょっと早いスパンでそれぞれ更新をしながらやっついていかないと、恐らくこの間も2～3日水が止まりましたよね。だから、それで非常に迷惑されて、いろいろ健康面にも不安があられる方もいらっしゃると思いますので、このプランはプランとして全然大丈夫なんですけれども、しっかりそこは市町村また

広域の方々と話をしながら、できる限りスピード感を持って調査研究して、更新をしてもらいたいというふうに要望をしときます。

以上です。

○村岡環境保全課長 環境保全課でございます。

御指摘のとおりだと思います。今回の広域化プランというのは、長期的に一緒にやっていきましょうねというやつなんですけれども、おっしゃったいわゆるアセットマネジメント、施設のきちとした状況の把握と、それに基づいた長期的——長期的というのは、50年とかじゃなくて、もっと時間の短いスパンでの適切な更新計画、これがやはり第一だと思ってますので、この点については、研修や国からの指導事項も踏まえて、県として対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○高野洋介委員 ありがとうございます。

○中村亮彦委員長 ほかにございませんか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

次に、その他に入ります。

まず、12月の委員会において、取りまとめを御一任いただきました令和4年度経済環境常任委員会における取組の成果について、お手元に配付のとおり案を作成しましたので、御説明いたします。

この常任委員会における取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された様々な課題や要望の中から、執行部の取組が具体的に進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものであります。

項目の選定等について、副委員長及び執行部と協議し、当委員会としては、7項目の取

組を挙げた案を作成いたしました。

もちろん、ここに記載の項目以外の提案された課題や要望等についても、執行部で調査、検討等が続けておられますが、ここに挙げた7項目は、具体的な取組が進んだものなど代表的なものを選定しております。

それでは、この案につきまして、何か御意見等はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 では、この案でホームページへ掲載したいと思います。よろしく願いいたします。

なお、簡易な文言の整理や最新データへの時点修正があった場合は、委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員の先生方から何かございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○中村亮彦委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これをもちまして第7回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午後1時30分閉会

○中村亮彦委員長 なお、本年3月末をもって退職される方が、本日3名出席されております。

3名の方々に一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますが、ただいまインターネット中継を準備中に切り替えましたので、これまで委員の方々になかなか委員会で言いにくかったこと、そういうことも含めて御挨拶の中に入れていただいてもよろしいと思います。多少暴言がありましても、それは容認したいというふうに思いますので、御自由に御発言をお願いしたいと思います。

最初に、横尾環境生活部政策審議監からお願いします。

（横尾政策審議監、前田販路拡大ビジネス課長、亀丸総務経営課長の順に退任挨拶）

○中村亮彦委員長 お疲れさまでございました。

なお、今年度最後の委員会でございますので、私からも一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、荒川副委員長をはじめ、委員各位の御協力をいただきながら、委員会の活動を進めてまいりましたが、委員各位におかれましては、県政の抱える重要な諸問題につきまして、終始熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

各部局長をはじめ、執行部の皆様方におかれましても、常に丁寧な説明と答弁をいただき、心から厚く御礼を申し上げます。

また、先ほど御挨拶いただきましたが、この3月をもって勇退される方々におかれましては、長い間県政に携わっていただき、誠に御苦労さまでございました。

御勇退後も、県民の一人として、県政の発展に御尽力をいただきますとともに、今までの経験と知識を生かされ、新たな場所での御活躍を心よりお祈り申し上げます。

ということで、御挨拶をさせていただきたいと思いますが、皆様方には、先ほど申しましたとおり、大変いろんな場面でいろんな御指導もいただき、そしてまた、審議もいただきまして、本当にありがとうございました。委員の方々におかれましても、心から感謝申し上げます。

1年間、いろんな皆様方と一緒に過ごさせていただきました。そしてまた、いろんな協議もさせていただきました。

本当に、この1年間、荒川副委員長も含め、私からも心から皆様方にお礼を申しあげまして、委員長最後の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

次に、荒川副委員長からも、一言御挨拶をお願いします。

○荒川知章副委員長 一言御挨拶をさせていただきます。

この1年間、中村委員長の下で、非常に私にとっては勉強にもなりましたけれども、楽しく勉強をさせていただいたというような印象がございます。視察にも行かせていただいて、この委員会の中で様々なことを議論させていただいて勉強にもなり、まだまだ勉強しないといけないということも課題もありましたけれども、この1年間、本当に有意義な1年間を過ごさせていただきました。このメンバーも、私にとってはすごい素晴らしい方で、来期またかなうならば、また同じようなメンバーでもう一回したいなど。

これから、またTSMCも来て、これから熊本県さらに発展していくと思いますので、この委員会で議論されましたことを糧に、今後も、この県政発展、そして経済環境においても、さらに御尽力をいただきまして、ますますこの熊本県が発展しますことを祈念いたしまして、私の挨拶といたします。

本当にお世話になりました。ありがとうございます。（拍手）

○中村亮彦委員長 以上で終了いたします。

皆様、大変お疲れさまでございました。

午後1時41分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

経済環境常任委員会委員長